

第6期 江差町障がい福祉計画・
第2期 江差町障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度
(2021～2023年度)

江 差 町

【 目 次 】

第1章 計画の概要

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 計画策定の趣旨 | P 1 |
| 2. 計画の位置づけ | P 2 |
| 3. 計画の期間 | P 4 |
| 4. 法令等改正の動き | P 5 |
| 5. 計画の対象者及び障がいのある方の範囲 | P 7 |
| 6. 計画に係る国の成果目標の見直しについて | P 8 |

第2章 障がいのある人・障がいのある児童を取り巻く状況

- | | |
|----------------------------|------|
| 1. 人口の推移 | P 10 |
| 2. 障がいのある人・障がいのある児童等の状況 | P 11 |
| 3. 補装具・日常生活用具・自立支援医療等の利用状況 | P 18 |
| 4. 福祉に関するアンケート調査結果について | P 21 |

第3章 計画の基本的な考え方

- | | |
|--------------|------|
| 1. 基本理念 | P 42 |
| 2. 計画推進の基本方針 | P 43 |
| 3. 施策の体系 | P 44 |

第4章 令和5年度の目標設定

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1. 福祉施設入所から地域生活への移行 | P 48 |
| 2. 精神障がいにも対応した「地域生活ケアシステム」の構築 | P 49 |
| 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | P 50 |
| 4. 福祉施設から一般就労への移行等 | P 51 |
| 5. 障がい児支援の提供体制の整備等 | P 52 |

6. 相談支援体制の充実・強化等（新規）	P54
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）	P54
8. 障がい者等に対する虐待の防止（その他）	P55

第5章 サービス等の見込量とその確保に係る方策

1. 障がい福祉サービス（自立支援給付）	P56
2. 自立支援医療等	P64
3. 地域生活支援事業	P65
4. 障がい者支援（その他）	P70
5. 障がい児支援	P71
6. 障がい児支援（その他）	P74

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	P75
2. 計画の進行管理と評価	P75

資料編

・江差町障がい者地域自立支援協議会設置要綱	P76
・パブリックコメント	P77
・用語の解説	P78

本計画においては、文字の印象に配慮するため、法令や制度の名称、事業及びそれらの中で特定のものをさす用語等を除き、可能な限り障害の「害」を「がい」と標記することとしており、表現が混在しております。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

江差町では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「江差町第5期障がい福祉計画」（計画期間：平成30～令和2年度）を策定し、障がい福祉制度の円滑な実施に努め、誰もが安心して暮らせる町づくりを進めてきました。

これまで、平成30年4月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が施行されました。また、同年6月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも令和2年4月から施行されました。

令和2年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年4月より施行されます。

これらの背景を踏まえ、令和2年度末をもって現行の計画が終了となることから、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、国から示された基本指針*を踏まえて、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期江差町障がい福祉計画」に加え、「第2期江差町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

*基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成18年厚生労働省告示第395号)

2. 計画の位置づけ

(1) 江差町障がい福祉計画

江差町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国が示す「基本指針」や北海道が策定する「第6期障がい福祉計画」との整合性を保ちながら、障害者総合支援法による障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障がい福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

■障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～5（略）

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 江差町障がい児福祉計画

江差町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20により、国が示す「基本指針」や、北海道が策定する「第6期北海道障がい福祉計画（第2期北海道障がい児福祉計画）」との整合性を保ち、障がいのある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、児童福祉法による障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

また、「障がい児福祉計画」は、「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることと規定されていることから、本町においては両計画を一体のものとして策定します。

■児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

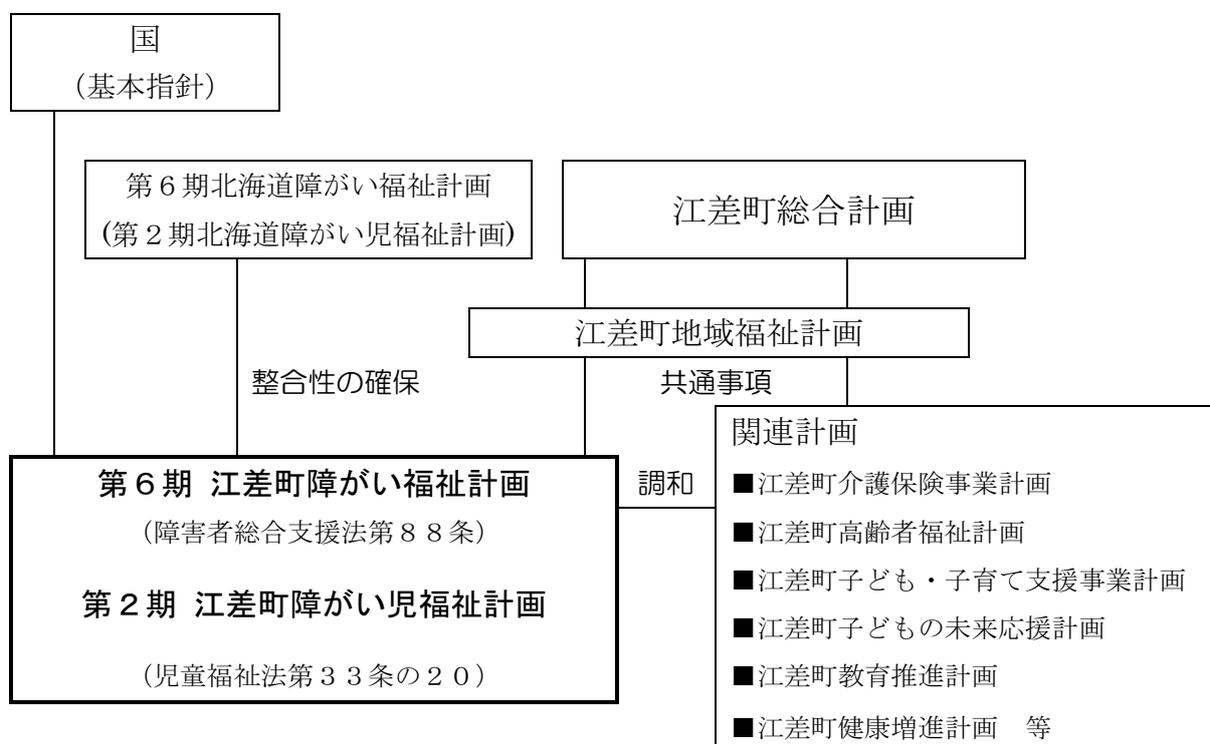
- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4～5（略）

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。



3. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

ただし、計画期間中に法令の見直し等本計画の策定内容に大きく影響を及ぼす改訂等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第5次 総合計画					第6次 総合計画						
第3期 地域福祉計画		第4期 地域福祉計画					第5期 地域福祉計画				
第6期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第7期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第8期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第9期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画					
第4期 障がい福祉計画		第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画		第7期 障がい福祉計画					
		第1期 障がい児福祉計画		第2期 障がい児福祉計画		第3期 障がい児福祉計画					
第1期 子ども・子育て支援事業計画					第2期 子ども・子育て支援事業計画			第3期 子ども・子育て支援事業計画			
					第1期 子どもの未来応援計画 (貧困対策推進計画)			第2期 子どもの未来 応援計画			
教育 推進 計画	教育推進計画					教育推進計画					教育 推進 計画
健康増進計画					中間評価(R2)	健康増進計画					
健康増進計画(別冊)		自殺対策計画		中間評価(R2)	自殺対策計画						
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8

4. 法令等改正の動き

- ◆発達障害者支援法の施行（平成17年）
- ◆障害者自立支援法の施行（平成18年）
- ◆障害者自立支援法の改正（平成22年）
- ◆児童福祉法の改正（平成22年）
- ◆障害者基本法の改正（平成23年）
- ◆障害者虐待防止法の施行（平成24年）
- ◆障害者総合支援法の一部施行（平成25年）
- ◆児童福祉法の改正（平成25年）
- ◆障害者優先調達の施行（平成25年）
- ◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成26年）
- ◆生活困窮者自立支援法の施行（平成27年）
- ◆障害者差別解消法の施行（平成28年）
- ◆成年後見制度利用促進法の施行（平成28年）
- ◆発達障害者支援法の改正（平成28年）
- ◆介護保険法の改正（平成29年）
- ◆障害者雇用促進法の改正・施行（平成30年）

◆障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（平成30年）

障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われた。

（1）障がい者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

（2）障がい者支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

（3）サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設（都道府県）

◆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成30年）

理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることとされた。

◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年）

施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がい者が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障がい者が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することとされた。

◆ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年）

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定にあたっての留意点を定めた。

◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

国及び地方公共団体において障がい者の雇用状況を的確に把握することが求められるとともに、民間の事業主に対する措置として、一定の条件を満たす短時間労働者を雇用する事業主に対する給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度が盛り込まれた。

◆成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を設けている各制度について、心身の状況を、個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するための措置を講ずることとされた。

◆視覚障害者等の読書環境の整備の方針に関する法律（令和元年）

視覚障がいのある人等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

◆聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年）

聴覚障がいのある人等の日常生活のコミュニケーションや緊急時における電話利用の障壁を無くし、電話利用の円滑化を図るために国の基本方針の策定と、手話通訳者が通訳オペレーターとなって手話または文字と音声に通訳し、他者との意思疎通を介する「電話リレーサービス」に関する交付金制度の創設が定められた。

◆障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年）

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的として改正された。

5. 計画の対象者及び障がいのある方の範囲

計画の対象者は、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方及び難病等の方です。

平成25年4月より、障がいのある方の定義に新たに追加された難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）については、制度の隙間のない支援を提供する観点の下、令和元年7月から対象となる疾病が359から361へ拡大され、より多くの難病等の方が、障がい福祉サービス等の対象となっています。

■障害者総合支援法（抜粋）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。

■児童福祉法（抜粋）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- (1) 乳児 満1歳に満たない者
- (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

6. 計画に係る国の成果目標の見直しについて

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（令和5年度末の目標値）

○施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（令和5年度末の目標値）

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上
- ・精神病床の1年以上入院患者数：都道府県の地域における入院患者の性別及び年齢階級の入院受療率、推計人口、治療薬の普及等による効果や実績を勘案して算定した入院患者数
- ・退院率：3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（令和5年度末までの目標値）

○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等（令和5年度中の目標値）

○福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上、うち移行支援事業：1.30倍以上、就労A型：概ね1.26倍以上、就労B型：概ね1.23倍以上
- ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（令和5年度末までの目標値）

○障がい児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置（圏域での設置も可）
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保（圏域での確保も可）
- ・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（圏域での設置も可）

(6) 相談支援体制の充実・強化等（令和5年度末までの目標値）

○相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（令和5年度末の目標値）

○障害福祉サービス等の質の向上

- ・各都道府県や各市町村において、サービス等の質の向上を図るための体制構築

第2章 障がいのある人・障がいのある児童を取り巻く状況

1. 人口の推移

江差町の人口は年々減少しており、令和2年12月末現在で7,310人となっており、平成12年度末の人口と比較すると3,649人の減少です。

年齢3区分別の人口比率で見ると、0～14歳の年少人口が7.9%、15歳～64歳の生産年齢人口が53.6%で平成12年度からみると、年少人口は6.2ポイントの減、生産年齢人口では10.5ポイント減少がみられています。一方で65歳以上の高齢者人口は38.5%と16.7ポイント増加しており、少子高齢化が顕著に進行している状況を表しています。

また、1世帯あたりの人員は1.74人と2人を割り込んでおり、少子高齢化や生活スタイルの変化により1世帯あたりの人員は年々減少しています。

【年齢3区分別】

(単位：人)

区 分	H12	H22	H27	H30	R1	R2
総人口	10,959	9,004	8,248	7,564	7,365	7,310
年少人口 (0～14歳)	1,540	1,041	818	656	594	574
構成比	14.1%	11.6%	9.9%	8.7%	8.1%	7.9%
生産年齢人口 (15～64歳)	7,028	5,221	4,591	4,090	3,956	3,918
構成比	64.1%	58.0%	55.7%	54.1%	53.7%	53.6%
高齢者人口	2,391	2,742	2,839	2,818	2,815	2,818
65～74歳	1,283	1,267	1,264	1,253	1,242	1,264
75歳以上	1,108	1,475	1,575	1,565	1,573	1,554
構成比	21.8%	30.5%	34.4%	37.3%	38.2%	38.5%

	総人口(人)	世帯数(戸)	1世帯当たり人員
H12	10,959	4,523	2.42
H22	9,004	3,968	2.27
H27	8,248	3,752	2.20
H30	7,564	4,202	1.80
R2	7,310	4,194	1.74

資料：国勢調査（総務省統計局）・住民基本台帳

※R2のみ12月末現在の数字です。

2. 障がいのある人・障がいのある児童等の状況

(1) 身体に障がいのある人

身体に障がいがある人（身体障害者手帳所持者）は、令和元年度末現在で541人で平成28年度末の543人とほぼ変わらない人数です。

障がい種別で大きく増加しているのは、「内部障がいの心臓機能障がい」の方が10人、次いで「視覚障がい」が3人となっています。心臓機能障がいの方は、ペースメーカーや除細動器の植込みが主な理由です。じん臓機能障がいの方が5人減っていますが、透析患者さんの死亡、転出によるものです。令和2年度中には再度じん臓機能障害の新規申請が増えています。等級別では最重度の1級が最も多く33.1%、4級が24.6%、3級が14.6%、2級が12.6%となっております。

【身体障害者手帳所持者数（障がい種別）】 (単位：人)

区 分		H28	H29	H30	R 1
視覚障がい		34	36	33	37
聴覚・平衡機能障がい		42	41	40	40
音声・言語・そしゃく機能障がい		7	6	5	4
肢体不自由・運動機能障がい		328	326	321	321
内部障がい	心 臓	80	83	94	90
	じん臓	30	29	28	25
	呼吸器	4	4	4	5
	ぼうこう又は直腸	17	18	19	18
	小 腸	0	0	0	0
	免 疫	0	0	0	0
	肝 臓	1	1	1	1
合 計		543	544	545	541

(資料：北海道檜山振興局)

【身体障害者手帳所持者数（等級別）】 (単位：人)

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
1 級	186	171	171	173	183	179
2 級	90	84	79	76	69	68
3 級	85	83	82	83	79	79
4 級	140	137	132	132	135	133
5 級	48	48	49	48	48	49
6 級	36	31	30	32	31	33
合 計	585	554	543	544	545	541

(資料：北海道檜山振興局)

(2) 精神に障がいのある人

精神に障がいがある人の手帳は「精神障害者保健福祉手帳」の名称で交付されています。交付状況は令和元年度末で42人と、平成26年度と比べ大きな差はなく令和元年度の総人口の約0.6%に相当します。

年に1～2人の新規申請者がおりますが、ほぼ同数の転出や死亡により所持者数に大きな変化はみられていません。

【精神障害者保健福祉手帳等級別交付状況】 (単位：人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1 級	8	4	8	8	6	5
2 級	20	17	20	23	26	25
3 級	15	9	15	14	11	12
合計	43	30	43	45	43	42

(資料：北海道江差保健所)

(3) 知的に障がいのある人

知的障がいのある人（療育手帳の所持者）は、令和元年度末で174人と平成28年度末と同数になっており、総人口に対し2.4%の割合になっています。

障がいの程度別では、A判定（重度）が74人、B判定（中・軽度）が100人となっています。手帳の新規申請者は年に1～2人ですが、転出や死亡により総数に大きな変化はみられていません。

【療育手帳所持者数（判定区分別）】 (単位：人)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1
A判定（重 度）	91	80	79	83	85	74
18歳未満	5	4	4	3	2	1
18～65歳未満	63	59	58	58	58	55
65歳以上	23	17	17	22	25	18
B判定（中軽度）	100	95	95	96	97	100
18歳未満	19	20	21	17	18	19
18～65歳未満	75	71	71	72	72	74
65歳以上	6	4	3	7	7	7
合計	191	175	174	179	182	174
18歳未満	24	24	25	20	20	20
18～65歳未満	138	130	129	130	130	129
65歳以上	29	21	20	29	32	25

(資料：北海道檜山振興局)

(4) 指定難病特定医療費受給者数の推移

指定難病特定医療費受給者は難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に加え北海道が指定する特定疾患治療研究事業があります。本町の指定難病特定医療費受給者数は、次のとおりです。3年前から7つの病名が増え、5人の受給者の増加がみられます。

【指定難病特定医療費受給者数】 (単位：人)

疾 病 名	H28	R 1
下垂体性ADH分泌異常症	1	1
潰瘍性大腸炎	4	6
下垂体前葉機能低下症	2	2
全身性強皮症	3	1
クローン病	5	5
原発性胆汁性胆管炎	4	4
後縦靭帯骨化症	5	3
再生不良性貧血	1	0
神経線維種症	0	1
サルコイドーシス	2	3
シェーグレン症候群	5	8
自己免疫性肝炎	1	2
重症筋無力症	2	1
進行性核上性麻痺	1	1
筋萎縮性側索硬化症	1	1
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	3	4
全身性エリテマトーデス	4	3
大脳皮質基底核変性症	1	2
多系統萎縮症	5	3
顕微鏡的多発性血管炎	0	1
好酸球性多発性血管炎性肉芽腫症	0	1
好酸球性副鼻腔炎	0	1
多発性硬化症／視神経脊髄炎	2	2
特発性拡張型心筋症	1	2
特発性血小板減少性紫斑病	4	3
パーキンソン病	12	15
ベーチェット病	3	2
網膜色素変性症	2	1
もやもや病	2	2
特発性大腿骨頭壊死症	2	0
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	1
特発性間質性肺炎	1	0
脊髄空洞症	1	1

疾 病 名	H28	R 1
強直性脊椎炎	1	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	0	2
先天性血液凝固因子障害	0	1
突発性難聴	0	1
合 計	82	87

(資料：北海道江差保健所)

(5) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分は、障がい福祉サービスの利用の際に必要なとされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとなっております。

平成28年度から平成30年度までは総数の大きな増減はみられませんでした。令和元年度では養護老人ホームひのきの開設により、在宅で独居生活をされていた高齢の障がい者が複数名入居され、また、町外の老人ホームに入居し転出される方や死亡者等が重なり、23名の減となりました。

障害支援区分では最重度の区分6が最多で45人、次いで区分2が42人、1番軽度の区分1は、6人と少ない人数となっております。加齢により重度化が進む一方、介護保険では通院の送迎が利用出来ない人（要介護1未満）の新規申請により、比較的障がいの軽い区分2の認定者が多くいることが分析されます。

【障害支援区分認定者数】

(単位：人)

年度別	H28	H29	H30	R 1	備考
区分1	9	9	8	6	
区分2	46	47	50	42	
区分3	28	31	30	25	
区分4	25	28	28	29	
区分5	31	28	22	20	
区分6	50	51	52	45	
合 計	189	194	190	167	

(資料：町民福祉課 各年度末現在)

(単位：人)

種 別	身 体	知 的	精 神	難 病	合 計
区分1	5	1			6
区分2	10	28	4		42
区分3	11	11	3		25
区分4	3	22	3	1	29
区分5	1	19			20
区分6	10	34	1		45
合 計	40	115	11	1	167

(資料：町民福祉課 R2年3月31日現在)

(6) 障がいのある児童の状況

【通園・通学の状況】

① 保育所・幼稚園

令和2年10月現在における保育所・幼稚園に通う障がいのある児童数は、1人です。

年度別	H28	H29	H30	R1	R2
障がいのある児童数	1人	0人	0人	0人	1人

(R2年のみ10月末現在 資料：健康推進課)

② 特別支援学級

教育の場において、特性等に応じた支援が必要と思われる児童・生徒を対象に、特別支援学級を設置しています。

【小学校】

年度別	H28	H29	H30	R1	R2
特別支援学級数	9	11	13	14	13
在学者数(人)	22	22	23	24	20
高学年	5	8	11	11	7
中学年	11	10	7	6	6
低学年	6	4	5	7	7

(R2年のみ10月末現在 資料：江差町教育委員会)

【中学校】

年度別	H28	H29	H30	R1	R2
特別支援学級数	7	6	6	6	6
在学者数(人)	12	9	6	8	13

(R2年のみ10月末現在 資料：江差町教育委員会)

③ 特別支援学校

令和2年10月現在における特別支援学校在学者数は、小学部0人、中学部1人、高等部8人です。

【特別支援学校在学者数】

学年別		H28	H29	H30	R1	R2
中学部	1年	1	1	0	0	1
	2年	0	1	1	0	0
	3年	0	0	1	1	0
高等部	1年	1	4	5	1	2
	2年	0	1	4	5	1
	3年	2	0	1	4	5

(R2年のみ10月末現在 資料：江差町教育委員会)

【巡回児童相談の実施状況】

障がいをもつ児童や発達に遅れが見られる児童、養育に不安(困難)を抱えている保護者等に対して、函館児童相談所職員の派遣を受け、面談や心理判定等を実施しています。

年度別	H28	H29	H30	R1	R2
新規	1人	6人	4人	0人	2人
継続	5人	7人	15人	5人	3人
合計	6人	13人	19人	5人	5人

(R2年のみ10月末現在 資料：健康推進課)

【特別児童扶養手当の支給状況】

20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している父母等に対して、北海道から支給されます。

年度別	H28	H29	H30	R1	R2
特別児童扶養手当受給者数	20人	16人	14人	17人	19人

(R2年のみ10月末現在 資料：町民福祉課)

【小児慢性特定疾病医療受給者数の推移】

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日より児童福祉法に基づく「小児慢性特定疾病」医療支援制度が施行されました。

この制度は、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等（小児慢性特定疾病児童等）の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。

令和元年7月1日より、756疾病に6疾病が追加され対象疾病が762疾病（16疾患群）に拡大されています。

江差町における医療給付等の対象件数は、平成28年度から令和元年度まで5人の増加がみられています。

【小児医療等給付（小児慢性特定疾患治療研究）】

（単位：件）

対象疾患群（16疾患群）	H28	R1
悪性新生物	2	3
慢性腎疾患		
慢性呼吸器疾患		
慢性心疾患		1
内分泌疾患		
膠原病		1
糖尿病		
先天性代謝異常		
血液疾患		1
免疫疾患	1	
神経・筋疾患		1
慢性消化器疾患		1
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		
皮膚疾患		
骨系統疾患		
脈管系疾患		
合 計	3	8

（資料：北海道江差保健所）

3. 補装具・日常生活用具・自立支援医療等の利用状況

(1) 補装具費の支給状況

補装具費の利用状況は、平成27年度から令和元年度までの平均は、22件となっています。支給内容は主に車椅子、補聴器、義肢、装具などがあり、修理のみで再度利用できるものは修理のみの支給になりますが、耐用年数を超えて利用出来ないものは再支給の対象になります。

【補装具費の支給状況】

(単位：件)

種 類		義 肢	装 具	車いす	補聴器	その他	合 計
H27	交付	0	6	4	3	1	14
	修理	0	1	4	3	0	8
	計	0	7	8	6	1	22
H28	交付	1	3	4	2	2	12
	修理	0	1	5	1	0	7
	計	1	4	9	3	2	19
H29	交付	4	2	2	3	3	14
	修理	0	1	6	1	0	8
	計	4	3	8	4	3	22
H30	交付	4	1	4	2	5	16
	修理	1	0	8	1	0	10
	計	5	1	12	3	5	26
R1	交付	4	2	4	4	3	17
	修理	1	1	2	1	0	5
	計	5	3	6	5	3	22

(資料：町民福祉課)

(2) 日常生活用具費の給付状況

日常生活用具費については、各年度により申請内容も異なっていますが、人工肛門や膀胱ろう造設によるストマ用装具の利用者が多くを占めています。大腸・直腸癌の利用者が多く、利用者の死亡により実績が減となる年もあります。医療的ケア児に対しては、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）や電気式たん吸引器、紙おむつの支給を行っており、他には腹膜透析の患者さんに透析液加温器やてんかん発作による怪我予防の為に頭部保護帽などの給付があります。

【日常生活用具費の給付状況】

(単位：件)

給付品目	H28	H29	H30	R1
(介護・訓練用支援用具)	4			
特殊寝台	1			
特殊マット	1			
体位変換器	2			
(自立生活支援用具)		1		1
入浴補助用具		1		
頭部保護帽				1
(在宅療養等支援用具)		2		3
透析液加温器		1		1
ネブライザー（吸入器）				
電気式たん吸引器		1		1
動脈血中酸素飽和度測定器				1
(情報・意思疎通支援用具)		2	1	1
点字器				
視覚障害者用ポータブルレコーダー				
視覚障害者用拡大読書器		2	1	1
盲人用時計				
人工喉頭				
(排泄管理支援用具)	246	232	255	209
ストマ用装具	222	200	219	180
紙おむつ等	24	32	36	29
(住宅改修)				
居宅生活動作補助用具				
合 計	250	237	256	214

(資料：町民福祉課)

(3) 自立支援医療の状況

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

自立支援医療（精神通院）のみ支給決定は北海道が行っています。平成26年から大きな増減はありませんが、年間に5件前後の新規申請者がおります。転入、転出、死亡により、受給者数の動きがみられています。

(単位：人)

年度別	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自立支援医療（通院）受給者数	143	141	131	136	140	135

(資料：北海道江差保健所)

【自立支援医療（更生医療）受給者数の推移】

江差町では主に透析治療（腹膜透析及び人工透析）をされている人が受給しています。透析以外では、膝や股関節等の人工関節の手術をされた方の実績も含まれています。

(単位：人)

年度別	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自立支援医療（更生医療）	27	27	34	32	30	26

(資料：町民福祉課 各年度末現在)

【自立支援医療（育成医療）受給者数の推移】

年に1名程の新規申請者がおります。心臓の手術や口蓋裂、脊椎の側弯症、多指症等の申請の実績があります。

(単位：人)

年度別	H26	H27	H28	H29	H30	R1
自立支援医療（育成医療）	1	1	0	1	1	0

(資料：町民福祉課 各年度末現在)

4. 福祉に関するアンケート調査結果

(1) 江差町の福祉に関するアンケート調査の目的

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に向けた取り組みを進める中で、町民の皆さまの福祉に関する意向などを把握し、計画策定の参考とさせていただくため、本調査を実施しました。

(2) 調査期間

令和2年11月5日～11月27日

(3) 調査対象者・配布数・回収数

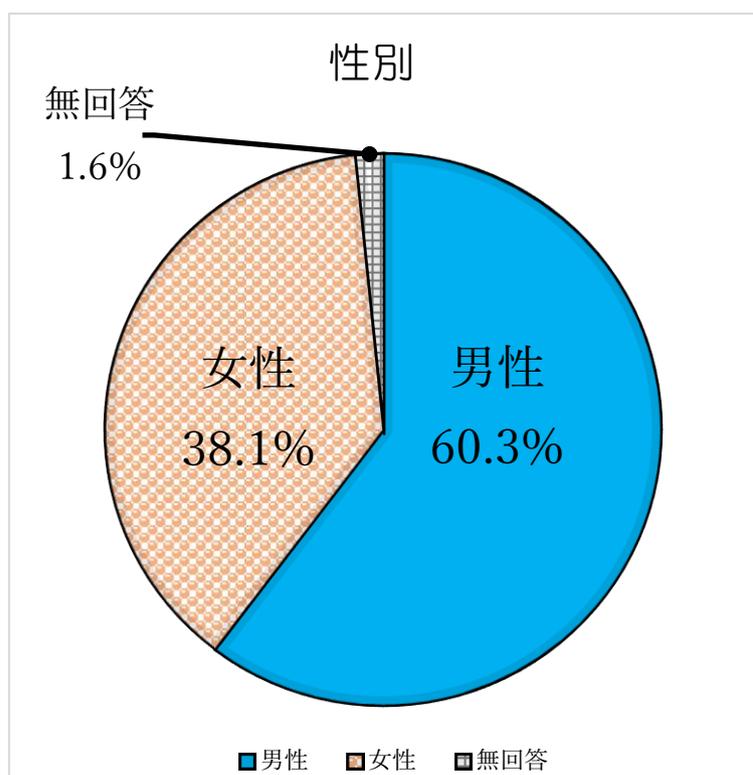
令和2年11月1日現在、江差町に居住している障害者手帳等をお持ちの方から無作為に抽出した方を対象として実施しました。

調査方法	郵送による配布・回収及び直接電話をいただいた場合は訪問による回収
配布数	100通
回収数	63通（回収率 63.0%）

問1. あなたの性別はどちらですか。（どちらか一方を選択）

本調査で回答していただいた63名のうち、「男性」が38名で60.3%、「女性」が24名で38.1%、無回答が1名で1.6%となっています。

性別	人数	割合
男性	38	60.3%
女性	24	38.1%
無回答	1	1.6%
合計	63	100.0%



■第2章 障がいのある人・障がいのある児童を取り巻く状況

問2. あなたの現在の年齢は何歳ですか。(どれか1つを選択) ※令和2年11月1日時点

「65歳以上」の方が63名中23名で、次いで「40～49歳」の方が15名となっています。

年齢	人数	割合
0～6歳	5	7.9%
7～14歳	3	4.8%
15～17歳	0	0%
18～19歳	1	1.6%
20～29歳	2	3.2%
30～39歳	6	9.5%
40～49歳	15	23.8%
50～64歳	8	12.7%
65歳以上	23	36.5%
合計	63	100.0%

問3. あなたの持っている手帳の種類と等級(程度)、自立支援医療(精神通院医療)の利用の有無、特定医療費(指定難病)利用の有無、障害者年金の受給状況について回答ください。(該当するもの全てを選択)

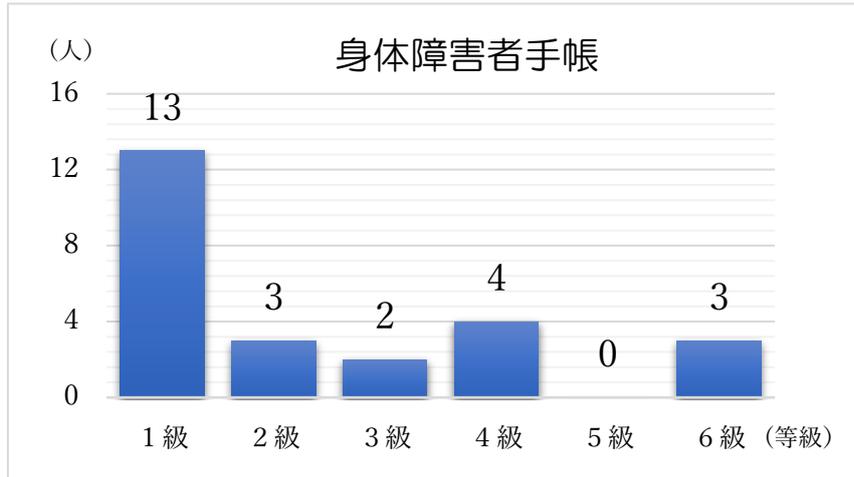
54名の方から回答がありました。3障害の手帳のうち、「身体障害者手帳」が25名と1番多く、次いで「療育手帳」の20名、「精神保健福祉手帳」の8名です。(重複障害の方もおります)また、精神保健福祉手帳の所持の有無に関わらず何らかの精神疾患により「自立支援医療(精神通院)」を受給している人は12名、指定難病の方は4名です。

身体障害では重度の1級が1番多く、療育手帳も同様に、より重度のAの方が多い結果です。

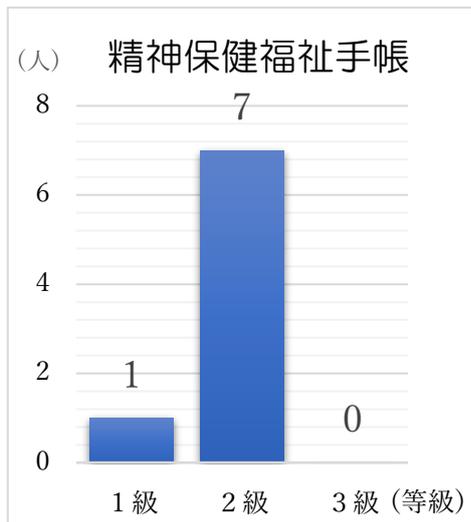
障害者年金を受給している方は、合計31名で回答者の半数以上が受給しており、その内1級が20名と約7割を占めています。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	未受給	合計	割合
身体障害者手帳(表1)	13	3	2	4	0	3		25	39.1%
精神保健福祉手帳(表2)	1	7	0					8	12.5%
障害者年金(表3)	20	10	1				8	31	48.4%

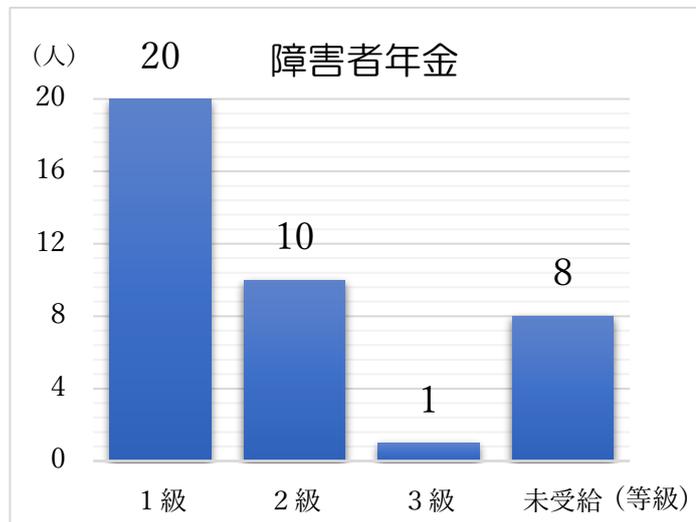
(表1)



(表2)

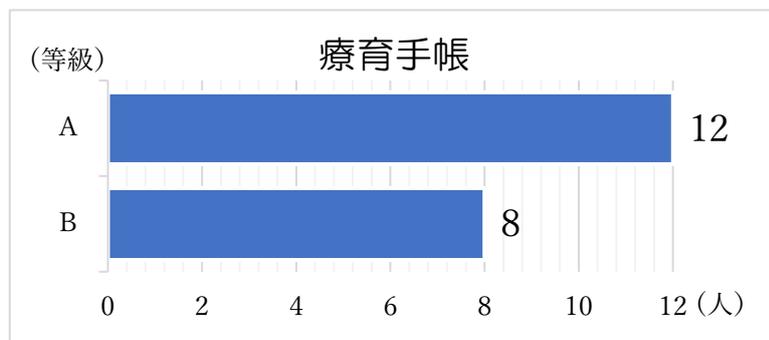


(表3)



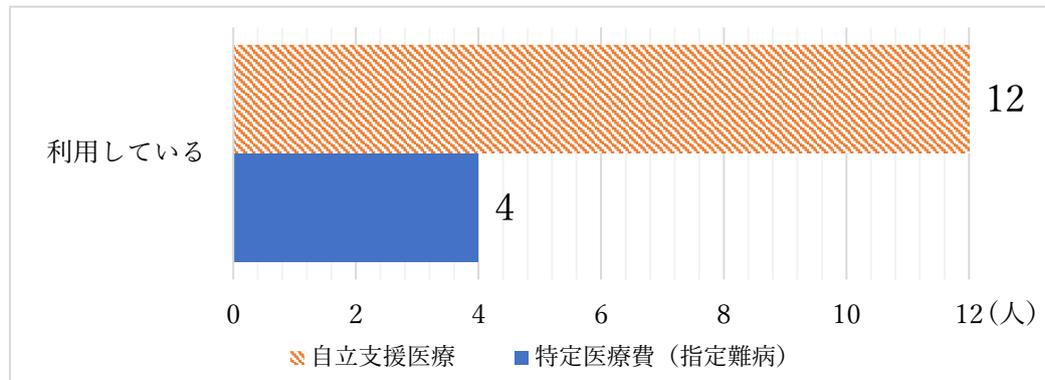
	A	B	合計
療育手帳(表4)	12	8	20

(表4)



	利用している
自立支援医療（精神）（表5）	12
特定医療費（指定難病）（表5）	4

（表5）



問4. 問3で「身体障害者手帳」の等級を選択した人のみ回答ください。

あなたの身体障害者手帳の障害種類を回答ください。（該当するもの全てを選択）

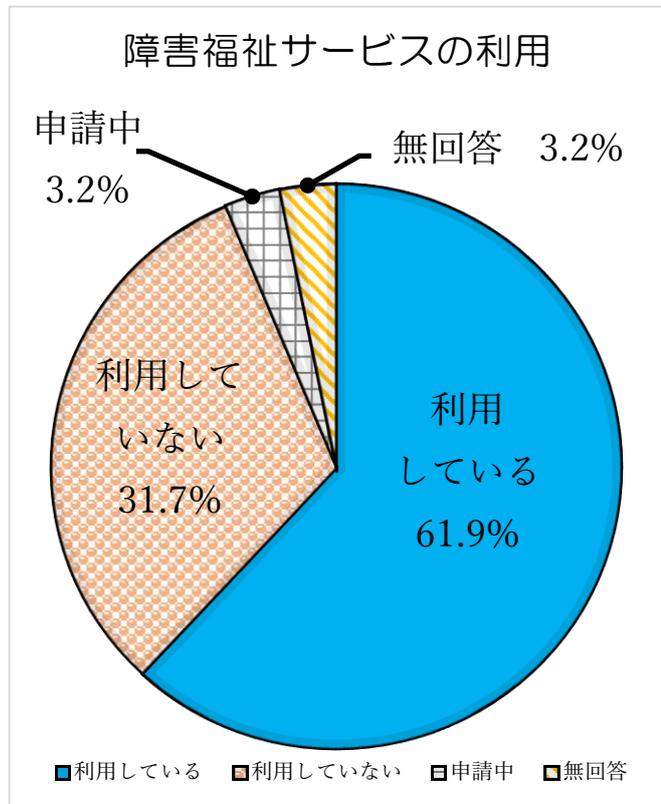
「内部障害」が30名中13名で、次いで「視覚障害」と「肢体不自由」がそれぞれ3名ずつとなっています。また、等級別でも「内部障害の1級」が7名で1番多く、次いで「内部障害の4級」が4名となっています。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
視覚障害	1	1	0	0	0	1	3	10.0%
聴覚障害	0	1	0	0	0	1	2	6.7%
音声・言語・咀嚼機能障害	1	0	0	0	0	0	1	3.3%
肢体不自由(上肢)	3	0	0	0	0	0	3	10.0%
肢体不自由(下肢)	3	0	0	0	0	0	3	10.0%
肢体不自由(体幹)	2	1	0	0	0	0	3	10.0%
内部障害	7	1	1	4	0	0	13	43.3%
無回答	0	0	1	0	0	1	2	6.7%
合計(延べ人数)	17	4	2	4	0	3	30	100.0%

問5. あなたは現在障害福祉サービスを利用していますか。(どれか1つを選択)

「利用している」が63名中39名で61.9%、「利用していない」が20名で31.7%、「申請中」が2名で3.2%、「無回答」が2名で3.2%となっています。

利用の有無	人数	割合
利用している	39	61.9%
利用していない	20	31.7%
申請中	2	3.2%
無回答	2	3.2%
合計	63	100.0%



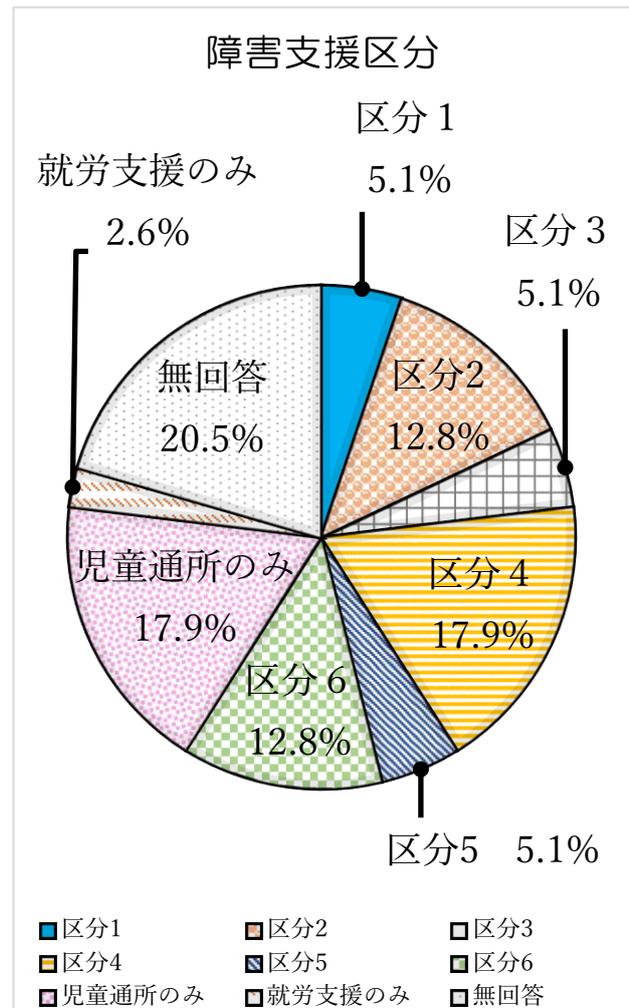
問6. 問5で「利用している」を選択した人のみ回答ください。

あなたの障害支援区分※を教えてください（どれか1つを選択）。

回答者39名中、「区分4」と「児童通所のみで区分はついていない」がどちらも7名で17.9%、次いで「区分2」と「区分6」が同数の12.8%となっています。

区分	人数	割合
区分1	2	5.1%
区分2	5	12.8%
区分3	2	5.1%
区分4	7	17.9%
区分5	2	5.1%
区分6	5	12.8%
児童通所のみで 区分はついていない	7	17.9%
就労支援のみで 区分はついていない	1	2.6%
無回答	8	20.5%
合計	39	100.0%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



※障害支援区分とは、心身の状態や障がいの特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分のことです。（区分1～6：区分6の方が支援の度合いが高い）
区分の認定が必要なサービスと不要なサービス（児童通所や就労支援など）があります。

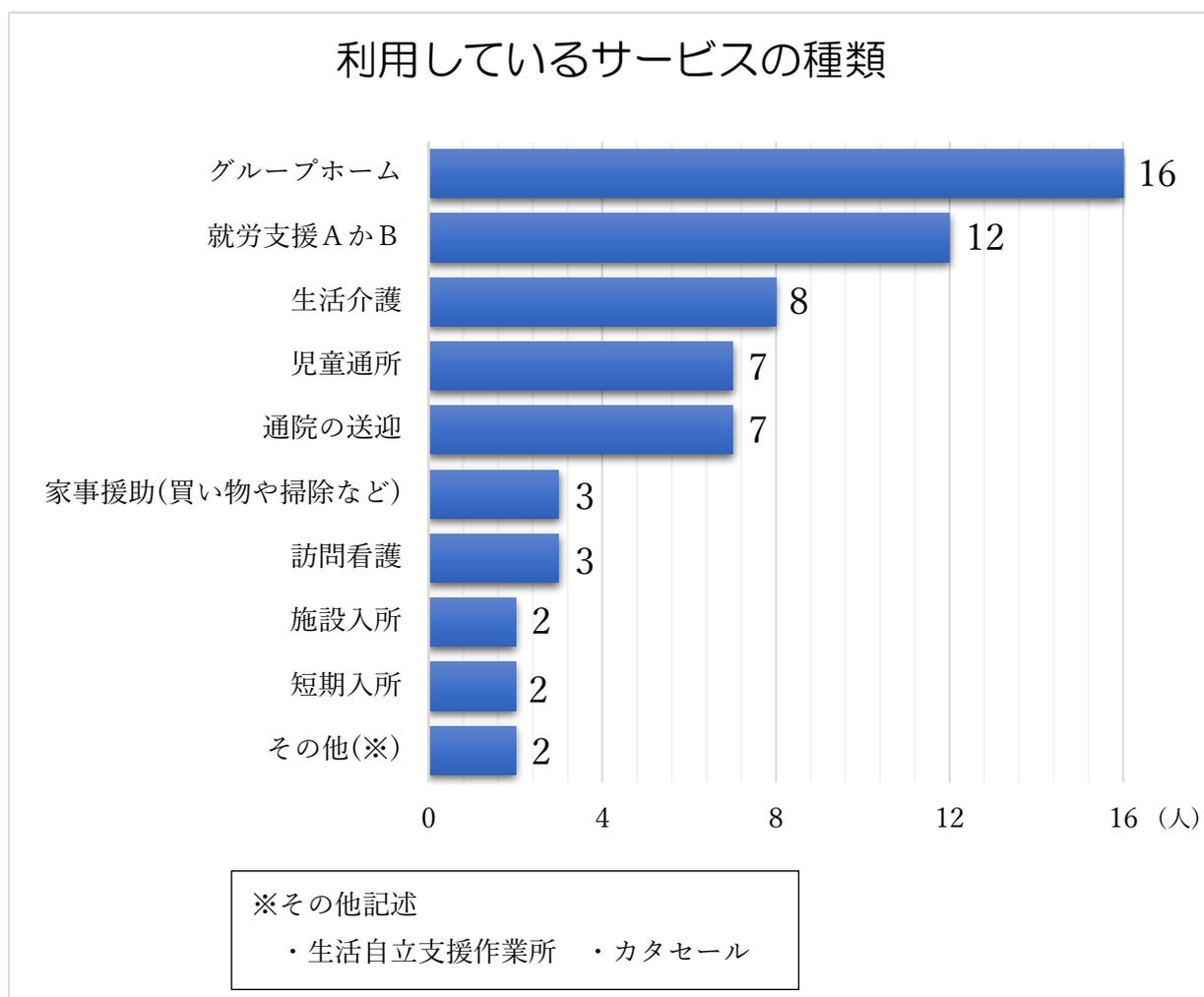
問7. 問5で「利用している」を選択した人のみ回答ください。

あなたの利用しているサービスの種類を回答ください。(該当するもの全てを選択)

回答者39名中、1番多かったのは23名の「計画相談支援」です。サービスを利用する上で、その人に合ったケアプラン作成は必須となっています。また、「計画相談支援」以外での作成方法は下図に記載の介護保険のケアマネジャーか自分で作成するセルフケアプランになります。

利用しているサービスの種類では「グループホーム」が16名と1番多く、次いで「就労支援AかB」となっています。「グループホーム」と「就労支援AかB」または「生活介護」を同時に利用している人も多く、39名が62のサービスを利用していることとなります。

ケアプランの作成方法	人数
計画相談支援(あすなろ相談支援センター)	23
セルフ・介護保険	16
合計	39



問8. 問5で「利用していない」「申請中」を選択したのみ回答ください。

今後、あなたが利用したいと思うサービスの種類を回答ください。

「利用していない」「申請中」を選択した方の合計は22名です。そのうち、「利用する必要はない」と回答した方が12名となっています。

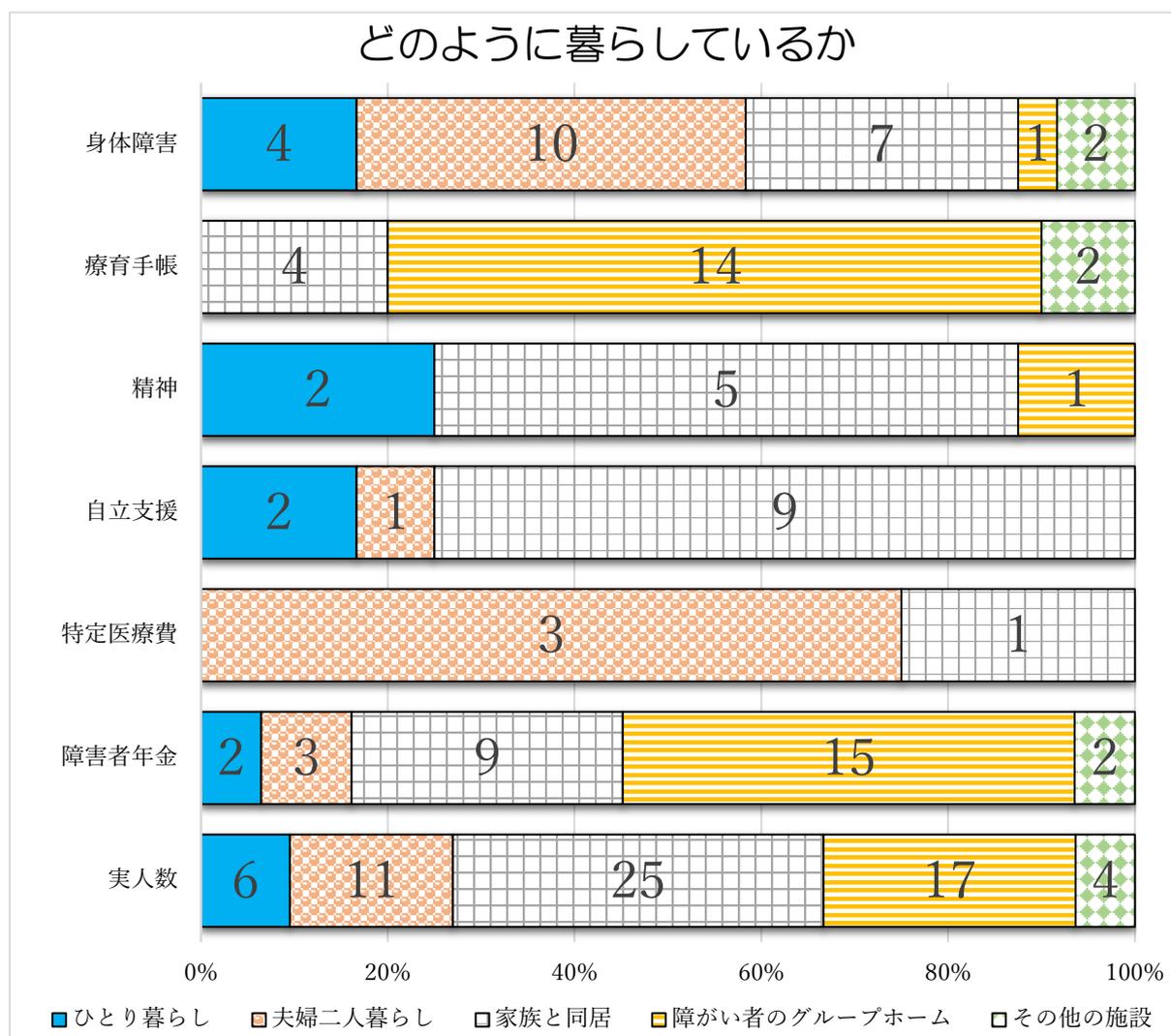
施設やグループホームの利用希望者は0名で、「利用する必要はない」若しくは「通院の送迎」「家事援助」「訪問看護」等在宅でのサービスを希望しています。

利用したいと思うサービス	人数
利用する必要はない	12
児童通所	1
通院の送迎	1
家事援助	1
生活介護	1
訪問看護	1
施設入所	0
グループホーム	0
就労支援 A か B	0
短期入所	0
計画相談支援（あすなろ相談支援センター）	0
無回答	3
その他(※)	2
合計	22
※その他記述 ・通院費 ・家にいる時の家族訪問、生活確認	

問9. あなたは現在どのように暮らしていますか。(どれか1つを選択)

実人数では「家族と同居」が63名中25名で39.7%、次いで「障がい者のグループホーム」が17名で27.0%です。障がいの種類等別では「自立支援」で「家族と同居」が12名中9名、「特定医療費」で「夫婦二人暮らし」が4名中3名でどちらも75.0%となっています。

	身体障害	療育	精神	自立支援	特定医療費	障害者年金	実人数
ひとり暮らし	4	0	2	2	0	2	6
夫婦二人暮らし	1	0	0	1	3	3	11
家族と同居	7	4	5	9	1	9	25
障がい者のグループホーム	1	1	4	0	0	15	17
入院している	0	0	0	0	0	0	0
その他の施設	2	2	0	0	0	2	4
合計	24	20	8	12	4	31	63

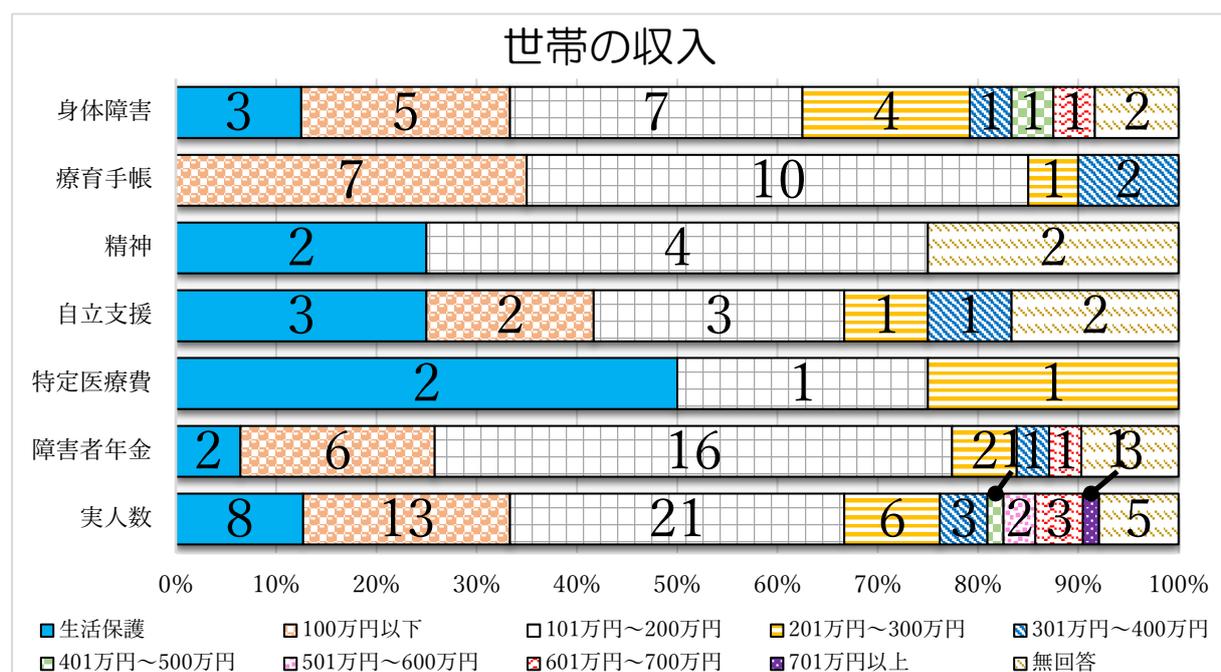


問10. あなたの世帯の収入状況を教えてください。(障害年金収入も含む)

実人数では「101万円～200万円」が63名中21名で33.3%、次いで「100万円以下」が13名で20.6%です。障がいの種類等別では「障害者年金」で「101万円～200万円」が31名中16名で51.6%、次いで「療育手帳」で「101万円～200万円」が20名中10名、「精神保健福祉手帳」で「101万円～200万円」が8名中4名、「特定医療費」で「生活保護」が4名中2名でいずれも50.0%となっています。

「401万円以上」の世帯は合計7名で、児童通所利用の保護者が主となっています。反対に低いところでは63名中42名が「200万円以下」の世帯となっています。独居や同居人数により単純に比較は出来ませんが、収入だけでみると障がい者世帯は低所得者が多い傾向であるといえます。

	身体障害	療育	精神	自立支援	特定医療費	障害者年金	実人数	割合
生活保護	3	0	2	3	2	2	8	12.7%
100万円以下	5	7	0	2	0	6	13	20.6%
101万円～200万円	7	10	4	3	1	16	21	33.3%
201万円～300万円	4	1	0	1	1	2	6	9.5%
301万円～400万円	1	2	0	1	0	1	3	4.8%
401万円～500万円	1	0	0	0	0	0	1	1.6%
501万円～600万円	0	0	0	0	0	0	2	3.2%
601万円～700万円	1	0	0	0	0	1	3	4.8%
701万円以上	0	0	0	0	0	0	1	1.6%
無回答	2	0	2	2	0	3	5	7.9%
合計	24	20	8	12	4	31	63	100.0%



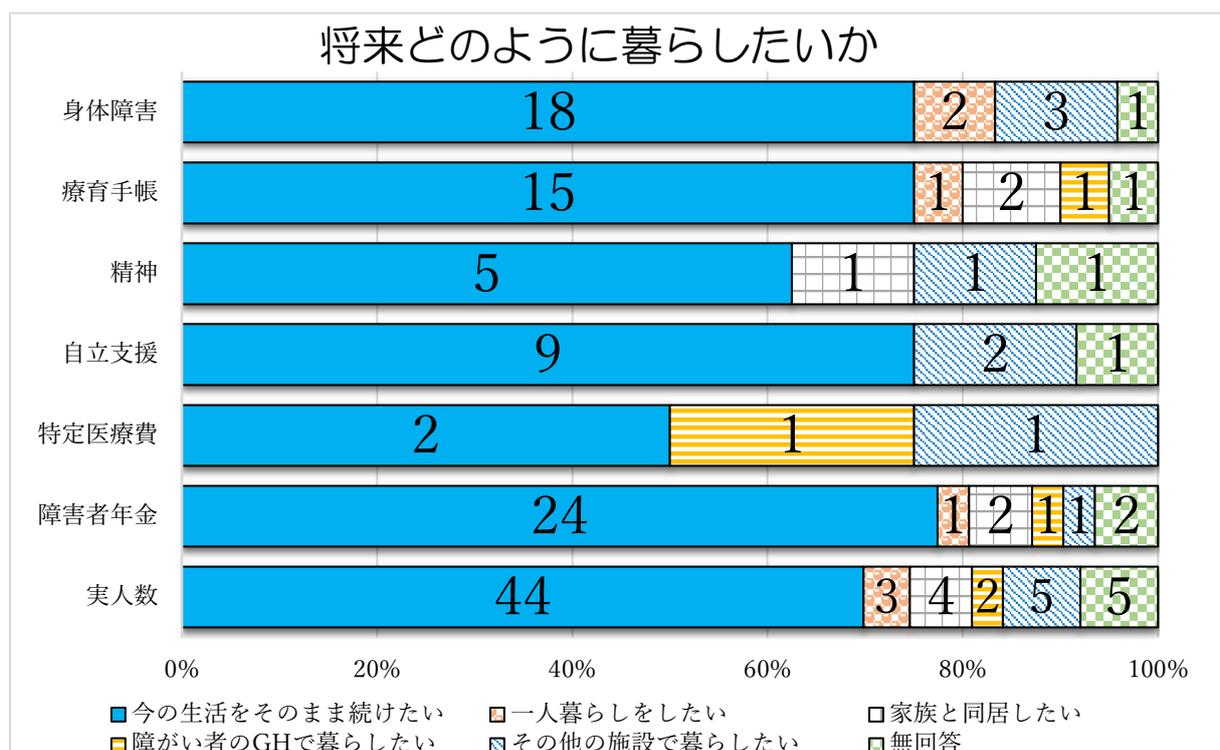
問11. あなたは将来どのように暮らしたいと思いますか。(どれか1つを選択)

実人数では「今の生活をそのまま続けたい」が63名中44名で69.8%です。障がいの種類等別では「障害者年金」で「今の生活をそのまま続けたい」が31名中24名で77.4%、次いで「身体障害」、「療育手帳」、「自立支援」の「今の生活をそのまま続けたい」がそれぞれ24名中18名、20名中15名、8名中5名でいずれも75.0%でした。

施設等の入所希望は全体の7%であり、他は「今の生活をそのまま続けたい」「一人暮らしをしたい」「家族と同居したい」を希望されている為、在宅での生活の希望が全体の約80%に上ります。在宅生活を継続するためには現在の障がい等の状況を把握し、それに応じた適切なサービス提供が必要になると考えられます。

	身体障害	療育	精神	自立支援	特定医療費	障害者年金	実人数	割合
今の生活をそのまま続けたい	18	15	5	9	2	24	44	69.8%
一人暮らしをしたい	2	1	0	0	0	1	3	4.8%
家族と同居したい	0	2	1	0	0	2	4	6.3%
障がい者のグループホームで暮らしたい	0	1	0	0	1	1	2	3.2%
その他の施設で暮らしたい	3	0	1	2	1	1	5	7.9%
無回答	1	1	1	1	0	2	5	7.9%
合計	24	20	8	12	4	31	63	100.0%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



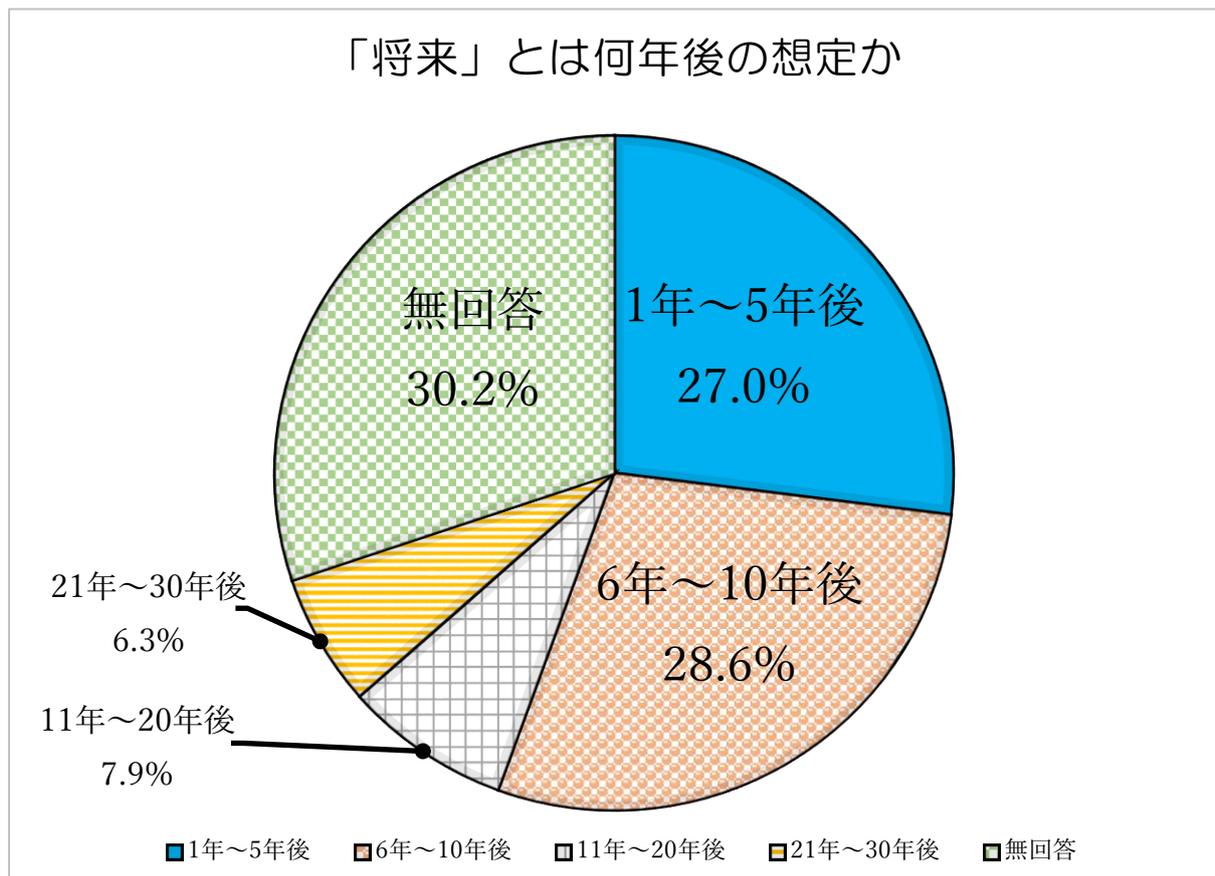
■第2章 障がいのある人・障がいのある児童を取り巻く状況

問12. 問11の「将来」とは今から何年後を想定していますか。(どれか1つを選択)

「6年～10年後」が18名で28.6%、次いで「1年～5年後」が17名で27.0%となっています。

児童は11年～30年後の回答が多いですが、半数以上は10年以内の将来を想定しています。

「将来」の想定	人数	割合
1年～5年後	17	27.0%
6年～10年後	18	28.6%
11年～20年後	5	7.9%
21年～30年後	4	6.3%
30年後以上	0	0%
無回答	19	30.2%
合計	63	100.0%



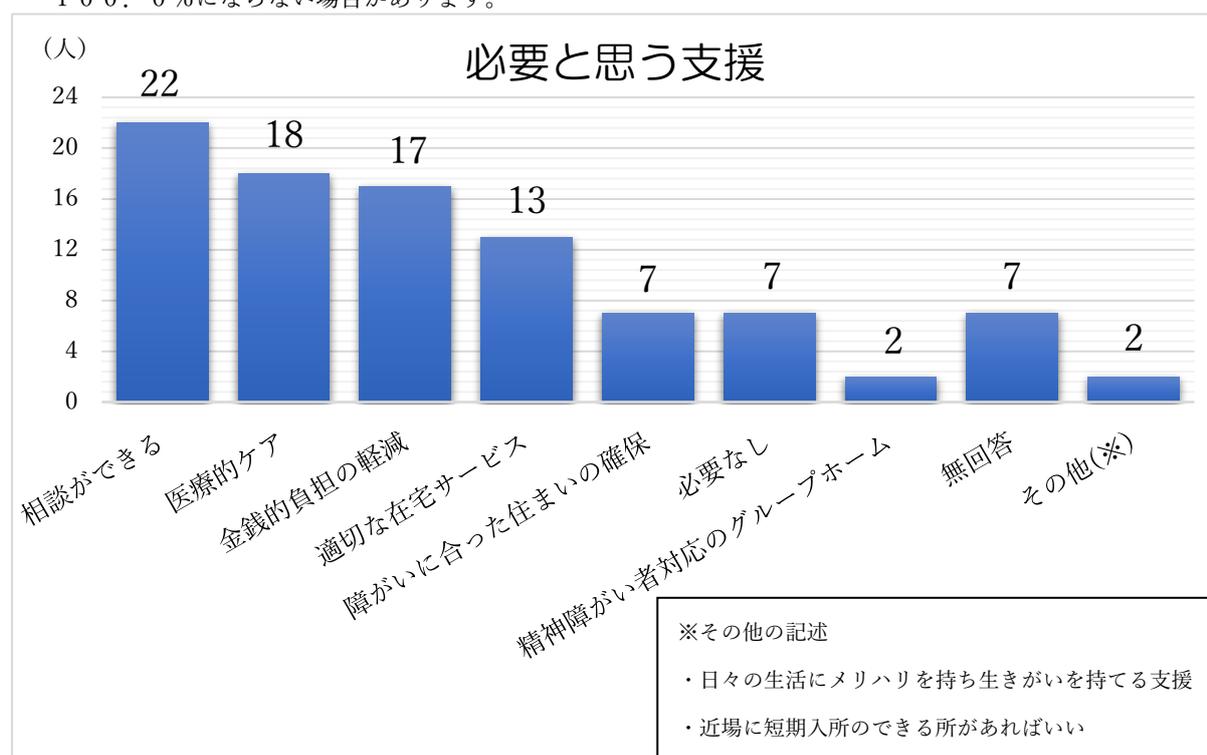
問13. 希望する暮らしをするためには、どのような支援が必要と思いますか。(該当するものを全てを選択)

「色々な相談が出来る支援が受けられること」が95名中22名で、次いで「医療的ケアなどが適切に受けられること」が18名となっています。

次に「金銭的な負担を軽くすること」「必要な在宅サービスが適切に受けられること」「障害内容に合った住まいの確保」と続きますが、まずは記載の要望等についても相談できる体制を整え、様々な相談、要望を気軽に出来ることが大切だと考えます。相談が出来る体制が整うと、「金銭的な負担を軽くすること」や「医療的ケアなどが適切に受けられること」に関する相談などにも対応が可能になると考えます。江差町には「あすなろ相談支援センター」がありますので、センターの町民への周知や市町村窓口との連携を図っていきます。

必要だと思う支援	人数	割合
色々な相談が出来る支援が受けられること	22	23.2%
医療的ケアなどが適切に受けられること	18	18.9%
金銭的な負担を軽くすること	17	17.9%
必要な在宅サービスが適切に受けられること	13	13.7%
障害内容に合った住まいの確保	7	7.4%
特に支援を必要としない	7	7.4%
精神障がい者対応のグループホームの開設	2	2.1%
無回答	7	7.4%
その他	2	2.1%
合計(延べ人数)	95	100.0%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



■第2章 障がいのある人・障がいのある児童を取り巻く状況

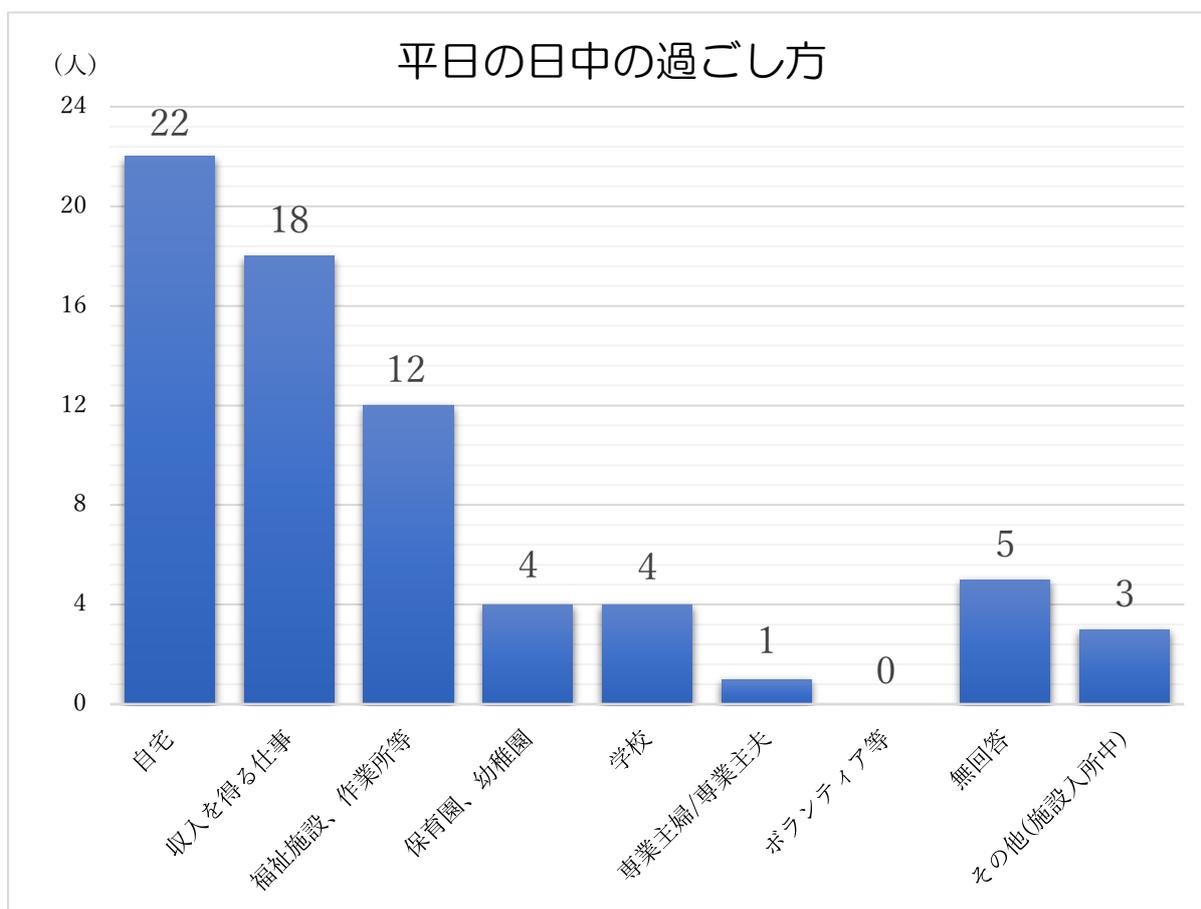
問14. あなたは平日の日中をどのように過ごしていますか。(該当するもの全てを選択)

「自宅で過ごしている」が69名中22名で、次いで「収入を得る仕事をしている」が18名となっています。

自宅で過ごす人以外では、就労や作業所等で何らかの日中活動をしている人が多い結果です。

平日の日中の過ごし方	人数	割合
自宅で過ごしている	22	31.9%
収入を得る仕事をしている(就労支援A、Bも含む)	18	26.1%
福祉施設、作業所等に通っている	12	17.4%
保育園、幼稚園等に通っている	4	5.8%
小中高など学校に通っている	4	5.8%
専業主婦(主夫)をしている	1	1.4%
ボランティアなど収入を得ない活動をしている	0	0%
無回答	5	7.2%
その他(施設入所中)	3	4.3%
合計(延べ人数)	69	100.0%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。

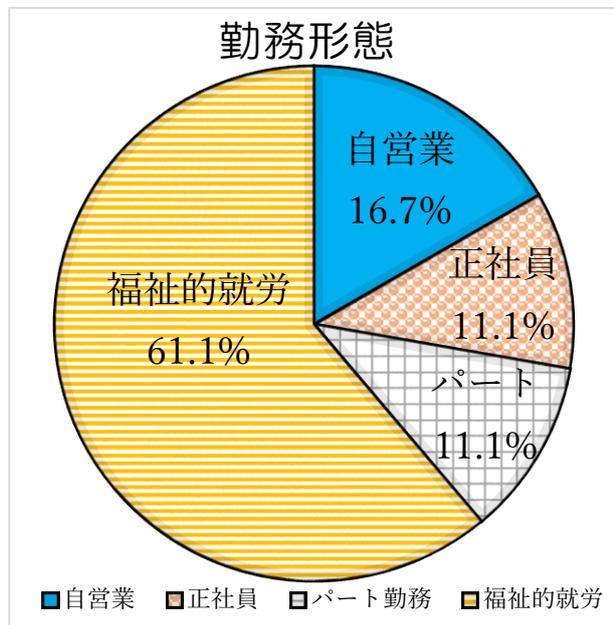


問15. 問14で「収入を得る仕事をしている」を選択した人のみ回答ください。

あなたの勤務形態を教えてください。(どれか1つを選択)

「福祉的就労(就労支援A・B)」が11名で61.1%、次いで「自営業」が3名で16.7%、続いて「パート勤務」が2名で11.1%、最後に「自営業」が3名で16.7%となっています。アンケート結果では非正規雇用は18名中2名でした。

勤務形態	人数	割合
自営業	3	16.7%
正社員	2	11.1%
アルバイト	0	0.0%
パート勤務	2	11.1%
福祉的就労 (就労支援A・B)	11	61.1%
合計	18	100.0%



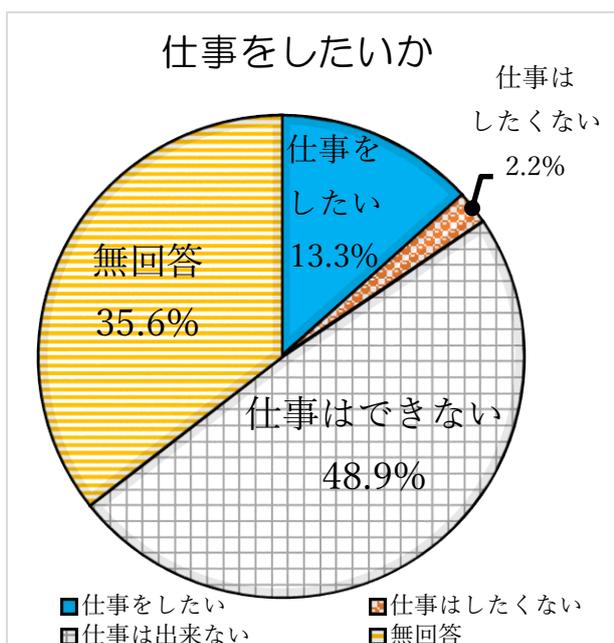
問16. 問14で「収入を得る仕事をしている」以外を選択した人のみ回答ください。

あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(どれか1つを選択)

「仕事は出来ない」が22名で48.9%、次いで「仕事をしたい」が6名で13.3%となっています。仕事をしていない人の中でも、就労に意欲がある人に対する支援を検討する必要があります。(無回答の16名は高齢者や児童の回答が主でした)

仕事をしたいか	人数	割合
仕事をしたい	6	13.3%
仕事はしたくない	1	2.2%
仕事は出来ない	22	48.9%
無回答	16	35.6%
合計	45	100.0%

※上記は問14で無回答の5名を含めた数字です。



■第2章 障がいのある人・障がいのある児童を取り巻く状況

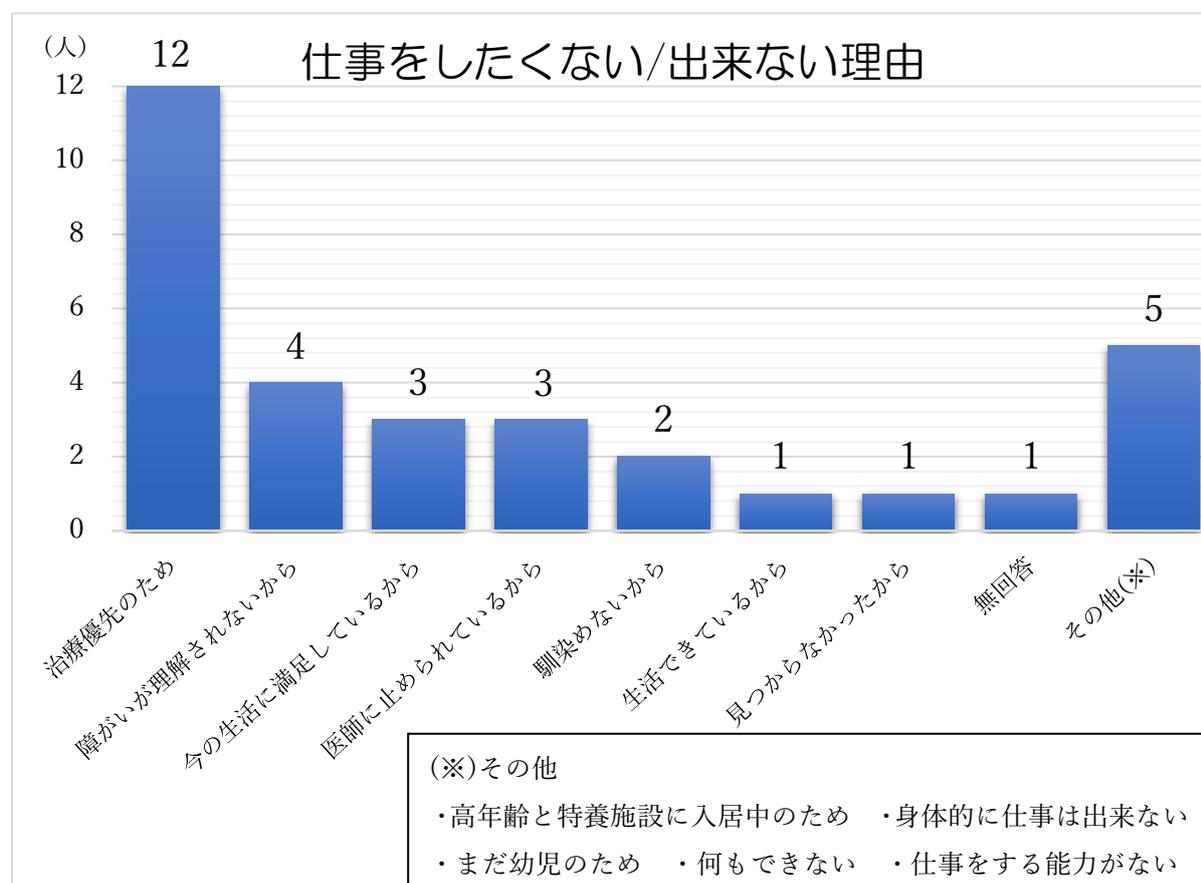
問17. 問16で「仕事はしたくない」「仕事は出来ない」を選択した人のみ回答ください。

その理由を教えてください。(該当するものを全て選択)

「治療を優先しなければならないから」が32名中12名で、次いで「その他」が5名となっています。

「以前に探したが見つからなかったから」や「自分の障害が理解されないから」等の回答では、以前は就労意欲があったことが伺える為、問16と同様に就労支援の必要性を検討する必要があります。

仕事をしたくない/できない理由	人数	割合
治療を優先しなければならないから	12	37.5%
自分の障害が理解されないから	4	12.5%
今の生活に満足しているから	3	9.4%
医師から止められているから	3	9.4%
仕事することに馴染めないから	2	6.3%
仕事をしなくても生活出来ているから	1	3.1%
以前に探したが見つからなかったから	1	3.1%
無回答	1	3.1%
その他	5	15.6%
合計(延べ人数)	32	100.0%



問18. 問16で「仕事をしたい」を選択した人のみ回答ください。

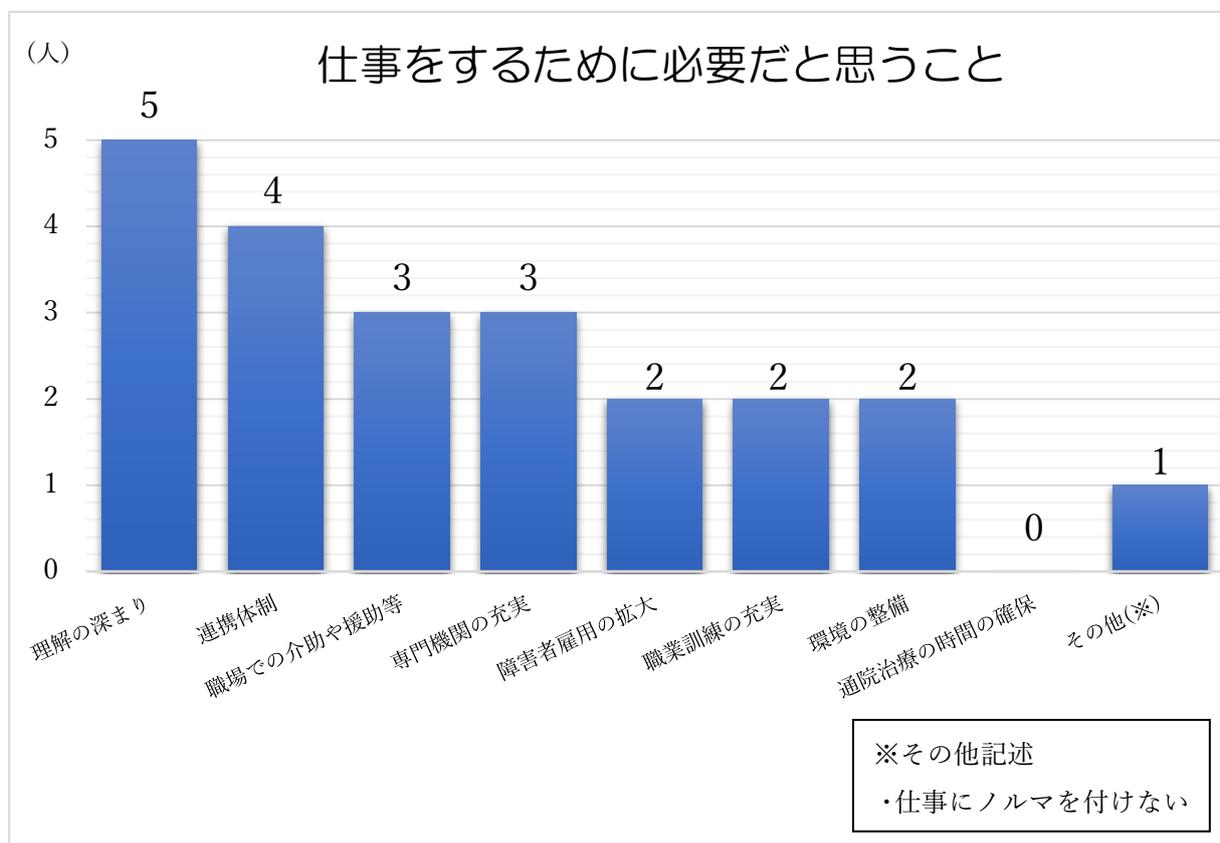
仕事をするためには、どのようなことが必要だと思いますか。(該当するもの全てを選択)

「職場での障害に対する理解の深まり」が22名中5名で、次いで「ハローワークと自治体や相談機関の連携体制」が4名となっています。

「仕事をしたい人」の中での就労に対する具体的な希望が明確化されている為、問16～18を通して就労支援の必要性が浮き彫りになっています。

仕事をするために必要だと思うこと	人数	割合
職場での障がいに対する理解の深まり	5	22.7%
ハローワークと自治体や相談機関の連携体制	4	18.2%
職場で介助や援助等が受けられること	3	13.6%
障がい者の就労についての専門機関の充実	3	13.6%
事業所の障がい者雇用の拡大	2	9.1%
就労前の職業訓練の充実	2	9.1%
在宅勤務が出来る環境の整備	2	9.1%
通院治療の時間の確保	0	0%
その他	1	4.5%
合計(延べ人数)	22	100.0%

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、各回答の割合の合計が100.0%にならない場合があります。



問19. あなたが普段困っていることを3つ記入してください。

19名から回答がありました。通院や買い物に不便を感じている人が3名、歩行や散歩、外出時の移動等の不安を感じている人もおり、トイレなどの環境整備や就労の問題を記入している人もおりました。問13にもありましたようにこのような問題を気軽に相談できる体制の充実を図っていきたいと思います。

①	②	③
自分のような障がい者が働ける職場がないことです。		
散歩がしたいです。		
歩くことが困難になって来たことです。		
補聴器使用であるにも関わらず良く聞こえず、何度か業者にメンテナンスしてもらっていますが改善しません。	日々、坦々と暮らしているのが刺激が欲しいです。	今は新型コロナウイルスにより外出面会等自粛制限有るため、解禁されたら自宅に一度戻って気分転換を図りたいです。
病院に行こうにもバスがなく、いつもハイヤーで行っています。私は車で気楽に病院に行きたいです。		
薬の副作用でトイレが近くなって困っています。1日12回（夜中2～3回）と非常に回数が多く、1回に出る尿の量は100ml以下と少ないです。		
不安で眠れなくなることがあります。	上手くいかないと気分が落ちます。	大事な事を忘れる時もあります。
収入がないことです。		
1週間に1回は買物バスがあればいいと思います。	1週間に1時間の介護が来てくれているので、困った事はありません。	今はコロナが怖いです。
身体が不自由でつらく、車イスでの外出時に駐車場や段差に不便を感じます。		

買い物が遠くて大変なので、近くに店が欲しいです	買い物バスがほしいです。 (行き帰りのバス、1週間に1回)	函館帰りのバスで3時過ぎたら7時までバスがないことです。
近郊に入所や通所の施設がないことです。		
これからの生活や自分の体調が不安です。		
コロナ禍で家族に会えない今の状況がつらいです。		
オストメイト用トイレが少なく、下手したら飲食店等でまだ和式があり、使用が難しいです。		
収入に対して借金の返済が大変です。	両親の行動が大変で、両親だけである時が心配になります。	
偏食があって困っています。	家にいる時、自分の陣地から動かないことです。	家にいる時、1人でトイレに行けないことです。
仕事を午後から休まなくてはならず、それによって給料が減るということです。		
通院	買物	

問20. 障害福祉に関してご意見があればご記入ください。(自由記載)

12名から回答がありました。児童通所での送迎に関する要望が2名から寄せられています。今後の検討課題となっています。

また、パーキングパーミット制度や夜間の透析治療等の希望やストマ装着での就労等の要望も寄せられています。このような要望に関しては、他機関との連携や実施に向けた検討が可能ななどの課題も含め、優先順位をつけて、検討して行きたいと思えます。

親の意見
現在、上ノ国にしか児童通所出来る所がなく、今は帰りの送りバスはあるけれど行きがないので送迎が負担です。有料でも構わないので、送迎サービスがあれば利用したいです。
いつもお世話になり、ありがとうございます。現在、上ノ国に児童通所利用中ですが、車がなく通えない方もいて気の毒です。転勤などで来られ、知り合いもいなかったり、小さい子がいて公共交通機関の利用が難しかったりする親子も支援できるようならいいのと思えます。(例：送迎や訪問、町内での支援事業、無料タクシー等)
困っている人が、助けられますように。
ストマを持ちながら働ける環境を整備したいです。
現在、病状にあった十分なケアを町や道から受けており、有難く思っています。
障がい者同士でも仲良く出来て、楽しく過ごさせてもらってます。
パーキングパーミット制度の導入を希望致します。障がい者用の駐車スペースに駐車したくても、障がい者のマークをつけていない方(元気な妊婦さんや歩ける年配者、健康な若い方や子づれの親子等)が堂々と駐車しています。田舎ほどこのような事が本当に多いです。車イス利用、身体不自由者は車の乗り降りにスペースも使うし、一步でも50cmでも近くに停めたいのに駐車出来ない事が多くて困っております。
児童通所を利用中ですが、自己負担金なく利用させていただいておりますので、交通費まで助成していただくのは申し訳ないです。
みんな障がいに対して隠したがりです。江差だけで何人いるかわからないけれども、障がい者同士でも仲良く出来ないこともあります。簡単に声をかけていいのか考えてしまいます。本当に障がいは頭が悪い物なのか、一度そんな機会があればいいと思えます。しかし、きつと集まらないと思えます。
老人ホームなどでも、年齢などに関わらず利用できるようなになればいいと思えます。
今までの支援に感謝しています。
ヘルプマークがもっと認知されるといいなと思えます。若いというだけで健康に見えるのか、内部障がいへの理解はまだまだ少ないです。
助けてください。
現在は透析のために午後から仕事を休まなくてはならず、その分だけ給料が減ってしまうので透析を夜にしてほしいです。

江差町の福祉に関するアンケート集計結果について（総括）

今回の調査は、町内の障がいを持っている方々の、主に生活環境や就労状況を把握し、同時に困っていること等について記入をお願いし、今後の計画の参考とするために回答してもらいました。無作為の100名に郵送し、63名から回答を頂きました。江差町では3障害を合わせると750名を超える障がい者がいます（重複障がい者も含む）ので回答頂いたものが、江差町の障がい者の現状の全てではありませんが、様々な意見を聞くことが出来ました。集計の結果では、現状の生活を継続したいと希望している人が多く、それに伴い、相談支援体制や在宅サービスの充実の課題が見えてきました。今後は相談支援機関の周知や気軽に相談できる体制の整備を図っていきます。また、就労に関しても就労希望者への相談支援の必要性も浮き彫りになりました。今後は市町村や相談支援機関、ハローワーク等で情報を共有し連携した支援が行えるかなどの協議をすすめる必要があります。

最後に、記入して頂いた困りごとについて、児童通所の送迎や夜間の透析治療、パーキングパーミット制度等の要望がありました。これらのことについては、優先順位をつけて検討して行きたいと思います。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がいのある方が地域で暮らしていくためには、障がい者が抱える様々な生活課題について、地域住民や福祉関係者などによる把握及び関係機関の連携により、誰もが安心して暮らしやすいと思える仕組みづくりが求められます。

本計画における基本理念は、第5期江差町障がい福祉計画・第1期江差町障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）に引き続き、障がい福祉計画では「自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会に」、障がい児福祉計画では「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する」という基本理念としています。

この計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正を基に、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」で規定する法律に沿った事項に即して、総合的な「障がい福祉計画」及び「障害がい児福祉計画」を定めるものとしており、平成30年3月に策定した第5期江差町障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）にかかる各年度の点検・評価をし、その結果を踏まえて内容を見直し、令和3年度～令和5年度までの計画を以下の基本方針に沿って計画を策定します。

江差町の基本理念

障がい者福祉計画

自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会に

障がい児福祉計画

児童は、適切な養育を受け、
健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有する

2. 計画推進の基本方針

(1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない障がい福祉サービス等の提供

障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の提供を実施します。

また、発達障がいのある方、高次脳機能障がいのある方及び難病患者等の方についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、障がい福祉サービス等の活用を促進します。

(3) 地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、福祉施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備の為、国では各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点の設置を進めています。江差町は未設置であることから、令和5年度末まで圏域で整備することを目標とします。

また、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、町民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、地域の実情に応じて制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

また、障がい等の属性にかかわらず、様々な相談を受け止め、自ら対応または繋ぐ機能と多機関が協働して継続的に繋がる機能を備えた相談支援や相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援等、多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、児童及びその家族等に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう障害児通所支援及び障害児相談支援について、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り「切れ目のない一貫した支援」を提供する

体制の構築を図ります。

（６）障がい福祉の人材確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を確保していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などに取り組んでいきます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵みを受けることができる社会の実現のため、視覚障害者などの読書環境の整備に取り組んでいきます。

3. 施策の体系

施策の体系については、「障害者総合支援法におけるサービス」、「児童福祉法におけるサービス」「江差町独自に実施している事業」と大きく3つの区分に分類されます。

障害者総合支援法におけるサービスは、障害の種類や程度、居住の状況等により必要な支援が提供される「障がい福祉サービス（自立支援給付）」と心身の障害を除去・軽減するための「自立支援医療」、身体機能を補完・代替えする「補装具」の支給があります。このサービスは全国共通の仕組みで提供されます。その他に市町村が決定する地域の実情に応じた柔軟な事業形態の「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

児童福祉法におけるサービスについては、都道府県が決定する障害児入所支援の他、市町村が行う就学前や就学後の療育等を支援する障害児通所支援とサービスを利用する際のケアプランに関する障害児相談支援のサービスに分けられています。近年は重症心身障害児や医療的ケア児への支援に対するサービスの充実が求められており、障害児通所支援の種類が増えております。

また、江差町独自に実施している事業としては、「障がい者等福祉タクシー利用助成事業」、「高齢者等外出支援サービス事業」、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」、「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業」や通所に対する交通費の助成の事業等を実施しております。

障害者総合支援法におけるサービス

障がい福祉サービス（自立支援給付）

介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護 ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護 ・療養介護
- ・短期入所 ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練（生活訓練）
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・就労定着支援 ・自立生活援助

相談支援給付

- ・計画相談支援・地域移行支援
- ・地域定着支援

自立支援医療

- ・更生医療 ・育成医療
- ・精神通院医療

補 装 具

地 域 生 活 支 援 事 業

- ・理解促進啓発事業
- ・意思疎通支援事業
- ・自発的活動支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・相談支援事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・移動支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・地域活動支援センター事業 他

児童福祉法におけるサービス

障害児通所支援

- ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
- ・医療型児童発達支援 ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

江差町独自に実施している事業

- ・高齢者等外出支援サービス事業 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
- ・高齢者等交通費助成事業 ・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・子ども発達支援センター等／地域活動支援センター通所交通費助成事業
- ・障がい者等福祉タクシー利用助成事業

■障がいのある方への支援・障がいのある児童への支援

1. 障がい福祉サービス（自立支援給付）	
(1) 訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルプ）
	② 重度訪問介護
	③ 同行援護
	④ 行動援護
	⑤ 重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	① 生活介護
	② 自立訓練（機能訓練）
	③ 自立訓練（生活訓練）
	④ 自立訓練（宿泊型）
	⑤ 就労移行支援
	⑥ 就労継続支援（A型）
	⑦ 就労継続支援（B型）
	⑧ 就労定着支援
	⑨ 療養介護
	⑩ 短期入所（福祉型・医療型）
(3) 居住系サービス	① 共同生活援助（グループホーム）
	② 施設入所支援
	③ 自立生活援助
(4) 相談支援サービス	① 計画相談支援（サービス等利用計画作成）
	② 地域移行支援
	③ 地域定着支援
2. 自立支援医療等	
(1) 自立支援医療等	① 補装具費の支給
	② 自立支援医療
	③ 療養介護医療
3. 地域生活支援事業	
(1) 地域生活支援事業	① 理解促進・啓発事業
	② 自発的活動支援事業
	③ 相談支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
	⑥ 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）

		⑦ 日常生活用具給付等事業
		⑧ 手話奉仕員養成研修事業
		⑨ 移動支援事業
		⑩ 地域活動支援センター事業
4. 障がい者支援（その他）		
(1) 町独自事業		① 障がい者等福祉タクシー利用助成事業
		② 高齢者等外出支援サービス事業
		③ 高齢者等交通費助成事業
		④ 地域活動支援センター通所交通費助成事業
5. 障がい児支援		
(1) 障害児通所支援		① 児童発達支援
		② 医療型児童発達支援
		③ 放課後等デイサービス
		④ 保育所等訪問支援
		⑤ 居宅訪問型児童発達支援
(2) 障害児相談支援		① 障害児相談支援
(3) その他		① 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置
6. 障がい児支援（その他）		
(1) 町独自事業		① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
		② 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
		③ 子ども発達支援センター等通所交通費助成事業
		④ 発達支援教室「あそびの広場」
		⑤ 地域子育て支援拠点
		⑥ 「いちいの会」の支援
		⑦ 特別支援教育の推進

第4章 令和5年度の目標設定

厚生労働省より発出されている「障害福祉サービス等の障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）～【最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号】」により、目標値を設定します。なお、当該目標値が達成されないと見込まれる場合は、地域的な実情を踏まえ圏域や町の状況に則して目標値を設定します。

1. 福祉施設入所から地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方が施設を退所し、グループホームや一般住宅等に居住し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5年度における成果目標を設定します。

■基本指針

□地域生活移行者の増加

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%（前回9%）以上が地域生活へ移行することを基本とする。（北海道：2.4%）

□福祉施設入所者の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%（前回2%）以上削減することを基本とする。（北海道：4.3%）

■実績

項目	数値	備考	実績
施設入所者数 (A)	30人	平成28年度末の施設入所者数	28人
地域生活移行者数 (B)	2人	見込者数	0人
	6.6%	移行割合 (B/A)	0%
減少目標値 (C)	1人	令和2年度末段階での削減見込者数	2人
	3.3%	削減割合 (C/A)	7.1%

■目標設定

項目	数値	備考
施設入所者数 (A)	28人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数 (B)	1人	見込者数
	3.6%	移行割合 (B/A)
減少目標値 (C)	1人	令和5年度末段階での削減見込者数
	3.6%	削減割合 (C/A)

平成28年度末で30人の入所者は平成元年度末では28人の実績で2人の減でした。これは、地域に移行した数値ではなく、死亡や医療が必要となり退所した人です。減少実績は2人で目標値を超えています。地域移行の目的は達せられていません。

町内の入所支援施設は知的障害が重度の入所者が多く、障害の重度化や加齢により地域生活から施設入所する人が主であり、退所して地域生活に移行できる人はいない現状にあります。従って、障害の重度化が施設入所の理由となっているため、今後は在宅やグループホーム等の地域で少しでも長く生活出来るように、利用者のニーズ把握に努め必要なサービス提供に努めます。

2. 精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

国では、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

このような精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、精神科医療機関、一般医療機関、圏域の保健所、町保健師・福祉担当職員、障がい福祉・介護保険事業者などとの重層的な連携による支援体制の構築が必要となります。

■基本指針

□市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

令和2年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。（北海道：圏域に1か所）

市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

※上記の基本指針は第6期の基本指針では削除されていますが、未設置のため引き続き圏域で、設置の検討をします。

□精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を設定する。

□精神病床における早期退院率

令和5年度における目標値を

- ・入院後3か月時点の退院率については 69%以上（北海道：69%）
- ・入院後6か月時点の退院率については 86%以上（北海道：86%）
- ・入院後1年時点の退院率については 92%以上（北海道：92%）

とすることを基本とする。

□精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇

令和5年度末時点の平均生活日数を316日以上とする（北海道：316日）

■実績

目 標	実 績
圏域内に平成 32 年度末までに協議の場を設置	未設置

■目標設定

目 標
保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置について圏域で設置する。

「精神障がいにも対応した『地域包括ケアシステム』の協議の場の設置」については、今計画の基本指針から削除され、設置の記載はありません。設置については地域の精神科医療、一般医療の協力が不可欠ですが、現在、地域の精神科では常勤医師が1名のみで医療体制が十分ではない状況にあり、協議の場は未設置となっています。現在の状況下では、具体的な目標設定は困難であると判断し、「圏域で設置する」ことを目標とします。

また、精神病床における目標値については設定出来ません。精神病床については病床が少ないことや、町内の精神科では必要に応じて退院時のカンファレンスや訪問看護も実施され、相談支援センターや保健所等各関係機関が連携し支援を行っていることから、目標値は設定しないことにします。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国では、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受け入れ体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1つ以上確保することとしています。なお、前基本指針では令和2年度末までの設置としていましたが、未整備の地域が多く、令和5年度まで引き続きの目標設定となっています。

■基本指針

□地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■実績

目 標	実 績
近隣市町村等と共同整備等の検討をすすめる。	共同整備に向け会議を実施

■目標設定

目 標
令和5年度末までに地域生活支援拠点を圏域で整備する。

地域生活支援拠点整備については、檜山振興局主導により南檜山圏域での広域整備をする方向で検討を重ねています。江差町内のあすなろ相談支援センターを拠点整備の中心とし、江差福祉会に委託する方向性で協議中です。整備次期はまだ未定ですが、第6期計画中に整備完了の見込です。

運用状況の検証及び検討を行うことについては、整備完了と同時に検証の準備も行うこととします。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国では、福祉施設の利用者の一般就労への移行を推進するため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値及び就労定着支援事業を利用する者の目標値を設定します。

■基本指針

□福祉施設から一般就労への移行等（令和5年度中）

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援事業への利用者数を令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- ・就労継続支援A型事業所への利用者数を令和元年度実績の概ね1.26倍以上とする。
- ・就労継続支援B型事業所への利用者数を令和元年度実績の概ね1.23倍以上とする。
- ・一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用を7割とする。
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とする。

（北海道：全て同数値で設定）

■実績

項目	数値	備考	実績
一般就労への移行者数	0人	平成28年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数	1人
一般就労への移行見込者数	1人	令和2年度において福祉施設を退所し一般就労する見込者数	0人
就労移行支援事業の利用者数	0人	平成28年度末段階での利用者数	2人
就労移行支援事業の利用見込者数	1人	令和2年度末段階での利用見込者数	1人
就労移行支援事業の利用者の増加	—		—
職場定着率の増加	—		—

■目標設定

項 目	数 値	目 標	数 値
令和元年度の一般就労への移行実績	1人	令和5年度中の移行者数	1人
令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行実績	—	令和5年度中の就労移行支援から一般就労への移行者数	1人
令和元年度の就労継続支援Aから一般就労への移行実績	0人	令和5年度中の就労継続支援Aから一般就労への移行者数	0人
令和元年度の就労継続支援Bから一般就労への移行実績	1人	令和5年度中の就労継続支援Bから一般就労への移行者数	1人
令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行実績	0人	令和5年度中の就労移行支援から一般就労への移行する者のうち就労定着支援の利用者数	—
令和元年度の就労定着支援事業所数	0カ所	令和5年度の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	—

福祉施設から一般就労への移行実績は、平成28年度と令和元年度に各1人ずつ、町内の就労継続支援B型の利用者が同法人内の準職員に採用された実績です。地域的に一般就労が出来る事業所やサービスも限られる為、率ではなく人数で目標値を設定することとし、令和5年度の移行者数を1人とします。町内には就労移行支援事業所と就労定着支援事業所はありませんが、テレワークを行っている就労移行支援事業所が函館にあり、1名の利用を見込みました。また近年、近隣町や自町内に就労継続支援B型事業所が相次いで開設されており、利用者の増が見込まれますが、一般就労への移行については、地域的な実情も踏まえ、就労支援センター「すてっぷ」などの各関係機関と連携を図りながら、就労支援を行っていきます。

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

第1期江差町障がい児福祉計画では、障がい児支援の提供体制の整備として、通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進等の観点から基本指針が示されましたが、第2期の基本指針もほぼ継続されたものが示されています。

■基本指針

□重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

□難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築することを基本とする。

□主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

□医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■実績

目 標	実 績
令和2年度末まで児童発達支援センターを圏域で設置する。	未整備
令和2年度末まで保育所等訪問支援の体制整備の構築する。	未構築
令和2年度末まで重症心身障害児を支援する児童デイサービス事業所を圏域で整備する。	未整備
平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。	令和元年11月に自立支援協議会内に協議の場を設置

■目標設定

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに児童発達支援センターに関する協議を圏域で実施する。
保育所等訪問支援の体制の構築	毎年度末に上ノ国子ども発達支援センターの利用状況とサービス提供体制を確認する。
重症心身障害児を支援する通所事業所の確保	毎年度末に対象者の有無とサービス提供体制を確認する。
医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	檜山振興局の主導での圏域の協議会に参加する。

障がい児支援の提供体制の目標については、江差町単独での実施が困難な項目が多く、医療的ケア児の協議の場の設置以外は、「未整備」となっています。児童発達支援センターや保育所等訪問支援、重症心身障害児支援の事業所の設置等には、全て専門職員や有資格者等が必要ですが、地域的にも確保は難しく、現時点で設置や整備について具体的な目標を掲げることは困難な状況といえます。

圏域の市町村がそれぞれに町内の障がい児の状況を把握し、上ノ国町子ども発達支援センター等関係機関との情報共有を図り、実施可能なサービス提供体制について確認、協議を行っていきます。町内には在宅での医療的ケア児がいるため、成長に伴い必要なサービスや療育について、都度状態を把握し、ケア児とその保護者に対し必要な支援を実施していきます。

6. 相談支援体制の充実・強化等（新規）

重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠となっています。そのためには相談支援を行う人材の育成や個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、地域の社会的基盤整備の実情を的確に把握し必要な施策を確保していかなければなりません。そこで、これらの取組を効果的に進めるために相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置に向けた積極的な働きかけを行う必要があります。

■基本指針

□地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

（基幹相談支援センター等の中核機能を有する事業が担うことを検討する）

■目標設定

目 標
令和5年度末までに圏域において基幹相談支援センター設置に向けた協議を行う。

令和2年度中に地域生活支援拠点整備のため、近隣町広域で協議を行っていますが、その際に基幹相談支援センターの必要性も協議されています。地域生活支援拠点は、江差福祉会のある相談支援センターを拠点に整備を行う方向性ですが、整備段階で、基幹相談支援センターに移行の可能性も視野に入れて協議しています。専門性の高い有資格者が必要となる為、近隣町と共に具体的な協議を進め、設置に向けた取り組みを行っていきます。

7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

国では、障害福祉サービスの多様化により多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の理念を念頭に利用者が真に必要とするサービスの提供が重要であるため、自治体職員は真に必要とされているサービスが提供されているか検証を行って行くことが望ましいとされています。

そのためには、適性な運営を行っている事業所の確保等のサービスの質等を向上させる取組に関する事項を実施する体制の構築が必要となります。

■基本指針

□障害福祉サービス等の質を向上させる取組にかかる体制の構築

令和5年度末までの間、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■目標設定

目 標
・令和5年度末までに、北海道が実施するサービス事業所等に対する実地指導の際に市町村が同席し、また、指導監査の結果についても市町村と共有できる体制を整える。

現在、檜山振興局が実施している福祉サービス事業所等に対する実地指導においては、これまで市町村は同席していませんでしたが、今後は、市町村も同席し、適正なサービス提供を行っているかの確認を行い、指導監査結果についても共有し、改善内容についても把握することで、事業所と共にサービスの質を向上させる取り組みを行っていきます。

8. 障がい者等に対する虐待の防止（その他）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、これまで江差町でも虐待通報事案に対し、厚労省が発出している「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に沿って北海道と協力して対応してきました。在宅の障害者、施設の障害者等に対する対応が記されていますが、令和2年10月に「手引き」の改訂が行われ、その中で障害者福祉施設従事者による障害者虐待において「市町村による任意の指導」が追記されました。このことを受けて江差町でも目標を設定し虐待の防止に努めます。

■目標設定

目 標
・障害者福祉施設等において虐待案件が発生した場合は検証等を行い、市町村からの任意の行政指導を行う。
・町内のサービス事業所に虐待通報の連絡先が明記されたリーフレットを掲示する。

第5章 サービス等の見込量とその確保に係る方策

1. 障がい福祉サービス（自立支援給付）

（1）訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅介護 （ホームヘルプ）	人	32	27	27	29	29	29
	時/月	221	181	174	236	236	236

【見込量確保に係る方策】

実績では、在宅が困難となり施設入所等が増え、利用数が減少していますが、見込みでは介護保険の介護度が軽く通院送迎等のサービスを利用することが出来ない手帳所持者が、サービスを希望することが多く、微増すると見込まれます。引き続き、ケアマネジャーや相談支援専門員と情報を共有しサービスを必要とする方の把握に努め、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者（身体）や重度の知的・精神障がい、常に介護を必要とする方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うほか、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
重度訪問介護	人	2	1	0	1	1	1
	時/月	1	1	0	4	4	4

【見込量確保に係る方策】

利用者が重度のため、コロナ感染防止や体調により利用できない日もあり減少していますが、入所施設利用者でも重度訪問介護を利用することが可能であり、町外の療養介護施設入所者も利用しています。コロナ禍で今後の利用見込は不明ですが、今後もサービス提供事業者と連携しサービス提供に努めます。

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に対して、外出時に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護など、外出の際に必要な援助を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
同行援護	人	1	0	0	0	0	0
	時/月	3	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。なお、代替として、居宅介護サービスや地域生活支援事業（一割負担あり）の移動支援事業が同様のサービスを提供でき、当該支援をカバーすることができます。今後も支援を必要とする方の把握に努めます。

④行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
行動援護	人	0	0	0	0	0	0
	時/月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。なお、代替として、居宅介護サービスや地域生活支援事業（一割負担あり）の移動支援事業が同様のサービスを提供でき、当該支援をカバーすることができます。今後も支援を必要とする方の把握に努めます。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時/月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

対象者はおりますが常時介護者がそばにおり、現在はサービスの利用希望がなく、利用は見込んでおりません。対象者が支援を必要とした際に速やかにサービスを利用できるよう、今後も支援を必要とする方の把握に努め、サービス提供事業所との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を要する方に、入浴、排せつ及び食事等の介護及びその他必要な日常生活上の支援や、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
生活介護	人	69	68	65	65	65	65
	人日/月	1,466	1,438	1,411	1,430	1,430	1,430

【見込量確保に係る方策】

重度の利用者が施設入所支援と重複して利用している人が多く、障がいの重度化や死亡により微減となっていますが、特別支援学校の卒業者等により、見込を横ばいとしています。引き続きサービスを必要とする方の把握に努め、サービス提供事業所との連携を図ります。

②自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。サービス提供事業所については道南地域で函館市内に1か所あり、特定の障がいのある方を対象としたサービス提供体制となっています。今後もサービスを必要とする方の把握に努めます。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がいや精神障がいのある方に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用は見込んでおりません。サービス提供事業所については近郊の函館市内に数か所あります。今後もサービスを必要とする方の把握に努めます。

④自立訓練（宿泊型）

知的障がいや精神障がいのある方に対し、居室その他の設備による家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立訓練（宿泊型）	人	0	0	0	1	1	1
	人日／月	0	0	0	30	30	30

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく利用実績はありませんが、令和3年度に高等養護学校卒業者が道内の事業所の利用を希望しており、1名見込んでいます。引き続き、サービスを必要とする方の把握に努め、速やかに提供できるようサービス提供事業所との連携を図ります。

⑤就労移行支援

就労を希望する障がいのある方に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する支援を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	人	0	1	2	2	2	2
	人日／月	0	1	2	23	23	23

【見込量確保に係る方策】

町内に事業所はなく、これまでは高等養護学校の卒業生で、就労継続支援B型等を利用するため、就労移行支援事業所での就労アセスメントを必要とする人が主でしたが、函館でテレワークの利用も可能な事業所が開設され、利用相談もあることから養護学校卒業生と一般の利用者の2名の利用を見込んでいます。引き続き、関係機関と情報共有を図り、支援に繋がります。

⑥就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある方に対し、雇用契約を結び、原則最低賃金取得を保証する雇用型サービスです。事業者と雇用契約を締結して、生産活動の機会の提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労継続支援（A型）	人	6	5	4	4	4	4
	人日／月	134	119	90	88	88	88

【見込量確保に係る方策】

利用者が就労継続支援（B型）に移行しており、減少しています。これは近隣町にB型事業所が開設されたことに伴い、作業能力の高い利用者がリーダー的な立場でB型事業所に移行し

たことが要因となっています。現在江差町にはA型事業所がなく、圏域の乙部町に2か所あり今後も継続的な利用が見込まれます。引き続き、相談支援センターや各関係機関と情報共有し、サービス利用を希望した場合に速やかに提供できるよう、サービス提供事務所との連携を図ります。

⑦就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある方に対し、雇用契約を結ばず、作業分だけ工賃としてもらう非雇用型のサービスです。生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労継続支援（B型）	人	64	64	68	74	74	74
	人日/月	1,295	1,346	1,414	1,628	1,628	1,628

【見込量確保に係る方策】

近年、近隣町や町内に新規事業所が相次いで開設されており、利用者の増加を見込んでいます。事業所が増えたことで利用者の選択肢も広がっており、引き続き、事業所等の周知に努め、各関係機関と情報を共有し適切なサービス提供に努めます。

⑧就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整や問題解決に向けて必要な支援を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労定着支援	人	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用希望者もいませんので、利用は見込んでおりません。福祉的就労から一般就労へ移行することが大きな課題となっていますが、今後も各関係機関と情報共有を図ります。

⑨療養介護

医療と常時介護が必要な方に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、医療的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
療養介護	人	3	2	1	1	1	1

【見込量確保に係る方策】

利用者の死亡により、減少しています。町内で医療的ケアを必要とする人の新規利用希望はありませんので、現在町外で利用している人の継続的な利用が見込まれます。サービス利用を希望した際に速やかに提供できるよう、サービスを必要とする方の把握に努めます。

⑩短期入所（福祉型・医療型）

在宅で障がいのある方を介護している保護者等が病気・冠婚葬祭等の場合に、障がいのある方が、短期間宿泊できる施設サービスを提供します。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
短期入所（福祉型）	人	1	1	1	2	2	2
	人日/月	8	11	7	10	10	10
短期入所（医療型）	人	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	1	1	3	3	3

【見込量確保に係る方策】

福祉型・医療型共にレスパイト目的で不定期な利用があり、今後も、介護する方の高齢化に伴い、利用が高まることが見込まれます。引き続き、サービスを必要とする方の把握に努め、サービス利用を希望した際に速やかに提供できるよう、事業所や相談支援専門員等との連携に努めます。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
共同生活援助	人	99	99	90	99	99	99
内精神障がい者	人	—	—	—	0	0	0
共同生活援助 （整備見込量）	人	290	290	300	300	300	300

【見込量確保に係る方策】

令和2年度の利用は減少していますが、令和3年度より高等養護学校の卒業生等、サービス利用希望者がおり、見込は横ばいとしています。今後も地域での生活が長く継続出来るように、在宅サービス等の適切なサービス提供に努め、関係各機関と連携を図っていきます。

整備見込量に関しては、令和3年1月に町内の社会福祉法人のグループホーム（10名）が開設し、300人の整備となっています。

②施設入所支援

施設の入所者に対し、主に夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
施設入所支援	人	30	29	28	31	31	31

【見込量確保に係る方策】

実績では、障がいの重度化に伴った施設の退所等により、減少していますが、令和3年度よりサービス利用希望者がおり、増加を見込んでいます。障害の重度化によりグループホームで空き待ちをしていた人が入所する傾向です。障害支援区分の高い方が多いことから、地域への移行は難しい現状ではありますが、地域の実情を踏まえ、施設入所者の減少を念頭に適切なサービス提供に努めます。

③自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした方等に、一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
内精神障がい者	人	—	—	—	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在町内にサービスを提供できる事業所がなく、利用希望もないため、利用は見込んでいません。今後も障害者支援施設やグループホーム等への事業内容の周知に取り組み、サービスを必要とする方の把握に努めます。

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援（サービス等利用計画作成）

必要なサービスを利用することができるように生活実態を明らかにし、利用計画を作成し、サービス事業所との連絡や調整を行います。また、現在サービスを利用されている方のモニタリングを定期的に行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画相談支援	人	171	167	171	175	175	175

【見込量確保に係る方策】

実績では、170人前後で大きな増減はなく、今後も継続的な利用と養護学校卒業生や新規利用者も含め増加を見込んでいます。新規プラン作成以外のモニタリングについては、状態に応じて回数を増やす等の対応をしています。遠方の利用者もいることから、各相談支援事業所と情報共有を行い適切なサービス提供に努めます。

②地域移行支援

施設や病院に長期入所等をしている障がいのある方に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労移行支援	人	0	0	0	0	0	0
内精神障がい者	人	—	—	—	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

サービス利用希望がなく、利用は見込んでいません。町内にサービスを提供できる事業所があり、必要な方がいつでも支援を受けられる体制となっています。今後も利用希望者の把握に努めます。

③地域定着支援

施設や病院に長期入所等をしていた方が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡・相談等の支援を行います。

サービス名	単位	実績（R2見込）			見込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
内精神障がい者	人	—	—	—	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

サービス利用希望がなく、利用は見込んでいません。町内にサービスを提供できる事業所があり、必要な方がいつでも支援を受けられる体制となっています。今後も利用希望者の把握に努めます。

2. 自立支援医療等

(1) 自立支援医療等

①補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就労・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具」のことで、義肢や車いす等があります。補装具を必要とする身体に障がいのある方や難病患者に対して、購入費や修理費の給付を行っています。

障がいのある方一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

②自立支援医療

自立支援医療は、心身の障がいに必要な医療について医療費の自己負担を軽減する制度で「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」があります。

更生医療は、「18歳以上の身体障がい者の障がいの軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術）のための医療費支給」、育成医療は、「18歳未満の身体に障がいのある児童に対する手術等（斜視、股関節、心臓等の手術、人工透析等）のための医療費支給」、精神通院医療は、「精神障がい等、心の病気による通院医療費の支給」です。

障がいのある方一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

③療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体に障がいのある方に、医療施設において療養介護医療の提供を行います。

3. 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業

①理解促進・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
理解促進・啓発事業	実施有無	有	無	無	有	有	有
	実施内容	ヘルプマーク17個配布	ヘルプマーク11個配布	ヘルプマーク3個配布			

【見込量確保に係る方策】

ヘルプマーク・カードの普及啓発（広報や町のホームページに掲載）を行い、令和3年1月現在で、ヘルプマーク31個を交付しています。今後についても、障がいのある方等の理解を深めるため、地域住民に対し理解促進に努めるとともに、啓発物品の作成や配布等の広報活動も継続します。

②自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無	有	有	有

【見込量確保に係る方策】

現在、利用実績はありませんが、障がいのある方に対するボランティアやピアサポーター等の自発的な取り組みの把握に努め、地域共生社会の実現を目指します。

③相談支援事業

障がいのある方やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援に努め、相談支援機能の強化を図ります。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
居宅入居等支援事業	実施有無	無	無	無	無	無	無

【見込量確保に係る方策】

委託事業所は1件ですが、あすなる相談支援センターの相談実績が少ないため、町民に広く周知する必要があります。今後は、ホームページや広報紙などで周知に努めます。また、委託事業所と連携を図り、一人ひとりの状況やニーズに応じたサービス提供体制を整えていきます。

障害者相談支援事業では、随時、町職員が窓口や電話による相談に応じるほか、指定相談支援事業所に委託を行い、相談に応じます。

居宅入居等支援事業は事業としての実施はありませんが、障がいのある方の住居についての相談がある場合は、引き続き窓口で相談に応じます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある方の権利擁護を図ります。

また、金銭管理が難しい障がいのある方に、日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）等の制度の周知や利用支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	町長申立	0	0	0	1	1	1

【見込量確保に係る方策】

成年後見制度が必要な障がいのある方を支援につなげるため、制度の普及促進等に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある方の権利擁護を図ります。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度法人 後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保に係る方策】

江差町社会福祉協議会「江差町成年後見支援センター」において、すでに法人後見支援事業も実施されているため、活動を支援することに努めます。

⑥意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、重度の身体その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

手話通訳者の派遣等については、「北海道ろうあ連盟（北海道手話通訳派遣センター）」と連携して行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）	利用者数	1	1	0	1	1	1

【見込量確保に係る方策】

利用者のニーズ把握に努めるとともに、広域的な派遣依頼に対応できるよう手話通訳者等を確保することにより「北海道ろうあ連盟（北海道手話通訳派遣センター）」及び他市町村との連携を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神の障がいのある方、障がいのある児童及び難病患者等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。

また、必要に応じて用具の種類や単価の見直しを行い、個々の障がい程度に合わせて必要な支援用具を給付できるように検討します。

給付品目	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護・訓練支援等用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	3	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	255	209	204	222	222	222
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	件/年	0	0	0	0	0	0
合 計	件/年	256	214	204	226	226	226

【見込量確保に係る方策】

日常生活支援用具等を必要としている方に対し、適切な利用が図られるよう、制度の周知に努めます。また、医療的ケア児への支援として必要とされる新たな品目を追加し利用者のニーズに対応できるよう、協議及び検討をします。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚及び音声・言語機能に障がいのある方及び障がいのある児童のコミュニケーション支援を行い、日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現時点で手話通訳の利用希望者がいないため、奉仕員養成研修の受講者を見込んでいませんが、「北海道ろうあ連盟（北海道手話通訳派遣センター）」と連携をはかり、手話奉仕員養成研修等の周知や受講につなげていきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な身体・知的・精神の障がいのある方や障がいのある児童を対象に外出時の移動の支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
移動支援事業	利用者数	3	7	4	8	8	8
	時間/年	37	25	71	160	160	160

【見込量確保に係る方策】

利用者に大きな増減はありませんが、令和2年度において利用する時間が増えており、定期的な買い物同行のニーズが高くなっているため、利用増を見込んでいます。今後も移動支援を必要としている利用者のニーズを把握し、障がいのある方の社会参加や余暇活動の促進に努めます。

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの基本事業として、障がいのある方に対して、通所により創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進などにより、福祉施設や関係機関と連携し、障がいのある方への地域生活支援の促進を図ります。

(江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、八雲町(熊石地区)の6町で共同運営)

サービス名	単 位	実績 (R2見込)			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域活動支援センター事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	8	7	6	6	6	6

【見込量確保に係る方策】

実績では、利用者数2名の減があります。新規利用者がいないことから、町内にある地域活動支援センター「NPO法人あゆみ共同作業所」の周知を図り、障がいのある方が利用しやすい環境整備を推進していき、専門的な人材の確保や資質向上を図るよう働きかけていきます。

4. 障がい者支援（その他）

（1）町独自事業

①障がい者等福祉タクシー利用助成事業

重度の障害者等に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者等の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進等を図ります。申請時等で利用者から困りごとなどを把握するとともに、助成額の拡充等について検討します。

②高齢者等外出支援サービス事業

一般交通機関を利用して外出することが困難な身体に障害がある者等に対し、移送用車両による送迎を行うことにより、自立と生活の質の確保及びその家族の負担の軽減を図るとともに、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

③高齢者等交通費助成事業

難病患者が健康で明るく豊かな生活を営み、自立と社会活動への参加を促進するため「江差町高齢者・特定疾患乗車証」を交付し、江差町内の路線バス運行区間のみの利用料金の2分の1を助成し、生活と福祉の向上を図ります。

④地域活動支援センター通所交通費助成事業

江差町地域活動支援センター「あゆみ共同作業所」への通所に係る交通費の一部を助成し、障がい者世帯の経済的負担を軽減し福祉の増進を図ります。

5. 障がい児支援

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。早期療育は、発達を促すこととなるため、対象と思われる児童の保護者との相談やサービス利用の説明を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援	利用者数	9	11	10	10	10	10
	人日/月	30.7	30.5	39	40	40	40

【見込量確保に係る方策】

利用者数はほぼ横ばいですが、一方で一人に対する利用日数が増加傾向であることから、サービスを必要とする児童やそのニーズをより把握し、適切にサービスが提供できるよう利用者等に対し、支援してまいります。

②医療型児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでは、サービス提供を行っておりませんが、利用者のニーズ把握に努め、近隣町と連携を図り、協議・検討します。

③放課後等デイサービス

学校に就学している支援が必要な児童に対して、授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等に必要な支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
放課後等 デイサービス	利用者数	7	10	8	10	10	10
	人日/月	43	47.5	52	52	52	52

【見込量確保に係る方策】

町内にサービス提供事業者がないため、現在は、上ノ国町「たまみずき上ノ国町」の開設により、利用希望に対応できています。利用日数については、増加傾向であるため、今後もニーズ把握に努めます。事業所が遠方であるため、家族の送迎の負担を軽減する支援の拡充を検討します。

④保育所等訪問支援

家庭から保育所等に通いながら、児童発達支援事業所等へ併行通所（通園）している児童が、可能な限り地域における生活が継続できるために保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、専門的な支援が必要な児童や保育所等のスタッフに対して、集団生活への適応のための必要な支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
保育所等訪問支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでは、サービス提供を行っていませんが、利用者のニーズ把握に努め、近隣町と連携を図り、協議・検討します。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の心身障がい等がある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、上ノ国町子ども発達支援センターでは、サービス提供を行っていませんが、利用者のニーズ把握に努め、近隣町と連携を図り、協議・検討します。

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害児相談支援	利用者数	7	6	8	8	8	8

【見込量確保に係る方策】

障害児相談支援の充実を図るため、相談支援事業所「あすなろ相談支援センター」と連携し、支援を必要としている障がいのある児童に対し、適切な利用計画を提供できるよう支援に努めます。

（3）その他

①医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

サービス名	単 位	実績（R2見込）			見 込		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
コーディネーター	配置数	0	0	0	0	0	0

【見込量確保に係る方策】

現在、配置している実績はありませんが、必要とする児童がいる場合に、適切な支援が受けられるよう、配置について検討します。

6. 障がい児支援（その他）

（1）町独自事業

①軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

音や話し声が聞こえにくい児童の言語の習得や社会性の向上を図り、福祉の増進に資するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

②小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

③子ども発達支援センター等通所交通費助成事業

障がい児世帯の経済的負担を軽減するため、上ノ国町子ども発達支援センター及びたまみずき上ノ国町（放課後等デイサービス）への通所に係る交通費の一部を助成します。

なお、保護者の送迎の負担を軽減する支援の拡充を検討します。

④発達支援教室「あそびの広場」

子どもの発達についての悩みを抱えている親子に対して、上ノ国町子ども発達支援センターの指導員と保健師による発達相談と発達を促す「あそび」の提供を行い、子どもの発達促進につなげていきます。

⑤地域子育て支援拠点

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため「地域子育て支援センター」を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行います。

⑥「いちいの会」の支援

障がいがある子どもを持つ親の会（いちいの会）では定期的に会を開催し、親の悩みや子どものことについて情報交換を行っています。開催日に町の保健師を派遣し、各種相談に応じたり、制度の利用につなげる支援等を行っています。

⑦特別支援教育の推進

身体・知的障がいをはじめ、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症、軽度発達障がいのある児童が適切な支援を受けられるように特別支援教育の推進を図ります。

また、支援が必要な児童の個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を充実するため、各小・中学校全5校に特別支援教育コーディネーターの配置を継続します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 全庁的な連携体制の推進

本計画を推進していくため、町行政の幅広い分野において、福祉・保健・教育の分野を中心に庁内担当部署との連携を一層強化し、計画の進捗状況を踏まえながら本計画の課題把握に努めます。

(2) 国・道・近隣町との連携

本計画で定めた各種事業について、国・道の動向を確認しながら近隣町と連携を図り、総合的な障がい福祉施策の推進に取り組みます。

(3) 地域との連携

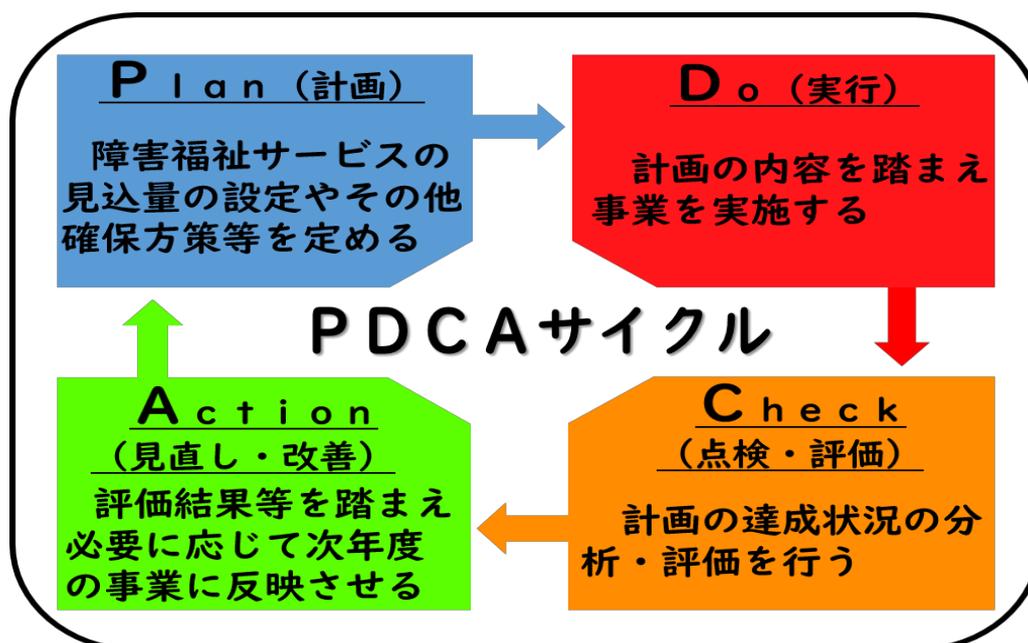
町民（地域）、関係機関や事業所、町がそれぞれの役割を担い、それぞれが役割を果たしながら、互いに協力し合うことで連携が図られる体制づくりを目指すとともに、町民の方々の障がいへの理解や地域福祉の向上のため、社会福祉協議会などとも連携し、本計画の確実な推進を図ります。

(4) 計画及び制度の普及・啓発（新）

計画の内容並びに障がいのある方や障がいのある児童について、より多くの方に理解していただくため、町の広報紙やホームページ、パンフレットなどで障害福祉施策の普及・啓発に努めます。

2. 計画の進行管理と評価

本計画の推進にあたっては、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し・改善）」の理念を活用し、計画の実施状況の点検や評価を行い、必要な場合には取り組みの内容の見直しを行う、PDCAサイクルの構築が必要となります。このPDCAサイクルを使い、本計画で定めた成果目標や達成状況などを評価していき、障がい福祉施策に対する事業のさらなる改善や計画の見直しにつなげていきます。



1. 江差町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

○江差町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成28年3月30日

告示第20号

改正 平成30年1月22日告示第3号

令和元年11月29日告示第57号

江差町地域自立支援協議会設置要綱（平成20年要綱第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定に基づき、障害者福祉に関する関係者による支援及び連携に関する協議を行うために、江差町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。なお、協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第14条に規定する相談及び紛争の防止等を行うとともに、同法第17条に基づき障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 江差町における障害者支援体制の整備に関すること。
- (2) 江差町の障害福祉に係る計画の策定、評価等に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別解消の推進に関すること。
- (4) 江差町における医療的ケア児等の支援に関すること。
- (5) その他、障害福祉の推進に関すること。

（構成及び委員）

第3条 協議会は、江差町内で活動する障害者福祉団体、障害者福祉サービス事業所及び関係行政機関等の障害者に関係する団体等（以下「関係団体」という。）で構成する。

- 2 協議会委員は、協議会を構成する関係団体の代表者又は関係団体で選出された者とする。
- 3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

4 会長及び副会長の任期は3年以内とする。ただし、再選を妨げない。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、障害福祉に関する事項を所管する課において処理する。

（謝礼）

第7条 協議会委員には、江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年条例第8号）に準じて謝礼を支給する。

（秘密の保持）

第8条 協議会を構成する全ての委員及び事務局員は、協議会において知り得た個人の情報及びその他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第3号）

この告示は、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則（令和元年告示第57号）

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

2. パブリックコメント

第6期江差町障がい福祉計画及び第2期江差町障がい児福祉計画（素案） のご意見募集（パブリックコメント）について

江差町では、平成30年3月に障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第5期江差町障がい福祉計画」と障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保する計画として「第1期江差町障がい児福祉計画」を策定しました。令和2年度末に現行の計画が終了することから、この度、令和3年度から令和5年までの3ヶ年計画である「第6期江差町障がい福祉計画及び第2期江差町障がい児福祉計画」の素案を作成しましたので町民の皆様からのご意見を募集いたします。

お寄せいただいたご意見は、計画策定の参考とさせていただきます。結果の概要を公表する予定ですが、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

○募集期間

令和3年2月22日（月曜日）から令和3年3月5日（金曜日）まで（必着）

○閲覧及び配布

上記募集期間中に、江差町役場ロビー（1階）において、「第6期江差町障がい福祉計画及び第2期江差町障がい児福祉計画（素案）」の閲覧を行います。

また、江差町ホームページでもご覧いただけます。

なお、希望者には計画（原案）の配布も行いますので、下記担当までお問合せ下さい。

○提出方法

「第6期江差町障がい福祉計画及び第2期江差町障がい児福祉計画（素案）」の内容に対するご意見と住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、令和3年3月5日（金曜日）（必着）までに、直接持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、町民福祉課にご提出下さい。

ご記入いただいた個人情報、江差町個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

（注）意見募集の様式は問いませんが、参考様式がありますので、ご活用下さい。

（注）口頭又は電話でのご意見は、受付いたしませんので、ご了承ください。

○提出先及びお問合せ先

【直接持参の場合】

〒043-8560 江差町字中歌町 193 番地 1

江差町役場 町民福祉課（役場開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで）

【郵送の場合】

〒043-8560 江差町字中歌町 193 番地 1

江差町役場 町民福祉課

【ファックスの場合】

0139-52-5666

【電子メールの場合】

echomin@town.hiyama-esashi.lg.jp（件名に「障がい福祉パブリックコメント」と記載して下さい）

【お問合せ先】

江差町役場 町民福祉課 福祉子育て係（TEL0139-52-6720）

■第6期江差町障がい福祉計画・第2期江差町障がい児福祉計画

（参考様式）

『第6期江差町障がい福祉計画及び第2期江差町障がい児福祉計画』 へのご意見（パブリックコメント）募集

ご意見記入用紙

氏名	(フリガナ)	電話番号
住所	〒	

※企業・団体の場合は、企業・団体名及び代表者名、企業・団体の所在地をご記入下さい。

※ご意見の内容について、確認させていただく場合がございますので、必ずご記入下さい。

【意見記入欄】

--

※ページ数を入れるなどをして、項目や箇所が分かるようにご記入下さい。

※複数のご意見がある場合は、箇条書きにしてご記入下さい。

■締切 令和3年3月5日（金曜日）（必着）

■送付先

【持参・郵送の場合】〒043-8560 江差町字中歌町 193 番地 1 江差町役場町民福祉課 宛

【ファックス】0139-52-5666

【電子メール】echomin@town.hiyama-esashi.lg.jp

（件名に「障がい福祉パブリックコメント」と記載して下さい）

※この意見記入用紙は、江差町ホームページにも掲載しております。

※いただいたご意見は、原案の参考とさせていただきますとともに、結果の概要をまとめて公表する予定ですが、個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

※ご記入いただいた個人情報、江差町個人情報保護条例の規定に従い、適切に取り扱います。

■第6期江差町障がい福祉計画・第2期江差町障がい児福祉計画

3. 用語の解説

【あ】アセスメント

障がいのある方または障がいのある児童の身体的・精神的状況、ニーズを把握し、それに対する問題・課題を整理し、評価することです。

【い】意思決定支援

知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む）等で意思決定に困難を抱える方が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障がいのある方を支援する者が行う支援（仕組み）のことです。

【え】意思疎通支援（コミュニケーション支援）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方等に対して、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介を行ないます。

【お】一般就労

障がい福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することを「一般就労」といいます。

【か】移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出時にヘルパーが付き添い円滑な移動を支援します。

【き】医療型児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

【こ】医療的ケア

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいます。

【く】NPO（非営利団体）

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有

無や法人格の種類を問わず、民間の立場で営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的とした団体のことです。

【お】オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）

病気や障がい、事故等により消化管や尿管が損なわれているまたは損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した人のことをいいます。

【か】オストメイト用トイレ（オストメイト対応トイレ）

オストメイトの方が使いやすいように設備を整えたトイレです。オストメイトの方は一定時間ごとにストマ器具に溜まった排泄物を捨てたり、ストマや皮膚の洗浄等通常のトイレでは難しい作業をしなければなりませんので、それらの作業がしやすいように設備を整えてあります。通常の便器に洗浄水栓を後付けしただけの簡易なものから、ストマ器具や衣服を洗うための汚物流し、汚れた腹部を洗うことができ、水栓器具、ストマ器具を置くためのカウンタ、衣服や手荷物等をかけるためのフック、ストマ装着時に腹部を移す鏡、使用済みストマを廃棄するための汚物入れ、服の着替えのための収納式着替え台などの設備がある使いやすいものまで様々です。

【か】介護給付

障害者総合支援法に定める自立支援給付の介護給付には、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、短期入所、施設入所支援の9種類があります。

【き】介護保険サービス

介護保険制度によるサービスで、第1号被保険者（65歳以上）の方は原因を問わず要支援・要介護状態になった場合を受けことができ、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方は特定疾病が原因で要支援・要介護状態になった場合を受けられます。

【こ】介護保険事業計画

介護保険法第117条第1項に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的とした介護保険事業の総合計画です。

【こ】学習障がい（LD）

全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示すさまざまな状態をいいます。

カンファレンス

小規模な会議や打ち合わせ、話し合いのことをいいます。

【き】 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障がいのある方に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて「地域移行・地域定着」への支援、地域の相談支援体制の強化の取り組みなどを行う機関のことでです。

教育推進計画

教育基本法に基づき、総合的・意図的・継続的な教育行政を推進することを目的として策定される教育の総合計画です。

共生社会

多様な価値観や文化を認め合う社会であり、障がいの有無だけでなく、男性も女性も子どももお年寄りも、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ自己実現をめざして、社会参加のできる創造的で豊かな社会のことでです。

共同生活援助（グループホーム）

認知症高齢者や障がいのある方等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居をいいます。

居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等、利用者に居住の場を提供する障がい福祉サービスの総称です。

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅での入浴や非せつ、食事などの介助を行います。

居宅訪問型児童発達支援

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【く】 訓練等給付

障害者総合支援法に定める自立支援給付に位置づけられている地域生活への移行や一般就労への移行等をめざすサービスの総称です。訓練等給付は自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自

立生活援助、共同生活援助（グループホーム）で構成されています。

【け】 ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険制度においてケアマネジメントを実施し、要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行います。

計画相談支援

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある方等に対し、支給決定または支給決定前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。

健康増進計画

健康増進法に基づき、町民全体の健康増進及び健康づくり気運の盛り上げを図ることを目的とした健康づくりの総合計画です。

権利擁護

知的障がい、精神障がいや認知症などのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な方に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害）が起きないようにすることです。

【こ】 □ 蓋裂

先天的に口蓋（口腔上壁部分）が閉鎖しない状態のことです。

高次脳機能障害

病気や交通事故など、さまざまな原因によって脳に損傷を来すことにより生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神の障がいを指します。

工賃

指定就労継続支援事業者等が利用者に対して支払わなければならないお金のことです。生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいいます。

行動援助

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な方に対して、行動するときに必要な介助や外出時の移動支援等を行います。

高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした老人福祉の総合計画です。

子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の1つです。(特別保育事業)

コーディネーター

物事が円滑に行われるように、全体の調整や進捗を担当する方をいいます。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るために作成する計画です。

子どもの未来応援計画

子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、福祉施策・教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策に係る支援体制を整備することを目的として策定される計画です。

コミュニケーション支援(意思疎通支援)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方等に対して、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介を行いません。

【さ】 サービス等利用計画

障がいのある方の心身の状況、置かれている環境、利用に関する意向等を調査し、障がい福祉サービスまたは地域相談支援、障害児通所支援を適正に利用することができるよう、利用するサービスの種類及び内容を定める計画です。

【し】 視覚障害者用拡大読書器

低視力や弱視などの方の読み書きを支援する装置で、テーブル部分に置いた書類をカメラで撮影して、モニターに大きく表示する読書専用のビデオ機器です。

視覚障害者用ポータブルレコーダー (CD読書器)

CD図書(視覚障害者向けデジタル図書)を聞くための再生機器です。ディジー図書(視覚障害者向けデジタル録音図書の国際規格)は通常のCD再生機では再生で

きないので、視覚障害者用ポータブルレコーダーが必要になります。

自殺対策計画

自殺対策基本法に基づき、「生きることの包括支援」としての自殺対策の支援を誰もが受けられるようにすること及び「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目的に策定される自殺対策の総合計画です。

施設入所支援

施設に入所する方に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

指定相談支援事業所

支給決定を受けた障がいのある方または障がいのある児童の保護者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、情報提供や援助を行います。

指定難病

難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において医療費助成の対象とする疾病のことです。

児童相談所

児童福祉法に基づき都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置する障がい児童を含めた児童福祉サービスの核となる相談・判定・指導機関です。

児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

自発的活動支援事業

障がいのある方等に対し、共生社会の実現を図ることを目的とし、障がい者等、その家族、地域の住民の方等による地域における自発的な取り組みを支援する制度で、主な事業内容としてピアサポートや災害対策などがあります。

社会的障壁

障がいがある人が日常生活または社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事柄、制度、慣行、観念その他一切の社会的なものを含みます。

社会福祉協議会

民間での社会福祉活動の推進を目的として、社会福祉法に基づいて設置される非営利の民間組織です。

重症心身障害者（児）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態の子どもを重症心身障がい児といいます。

重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な方に対して、自宅での入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い障がいのある方に対して、居宅介護等の複数のサービスを含行的に行えるようなサービスです。

就労移行支援

就労を希望する障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対して、雇用契約を結び、原則最低賃金を保障する雇用型のサービスとなります。生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などが行われます。

就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対し、就労の機会や生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。雇用契約を結ばず、作業分だけ工賃としてもらう、非雇用型のサービスとなります。

就労定着支援

障がいのある方との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機

関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

手話通訳者

所定のカリキュラムを経て言語・聴覚障がいのある方の通訳をすることができ、北海道から認定を受けた通訳者をいいます。

手話奉仕員養成研修事業

障害者総合支援法に基づき、聴覚障がいのある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援を目的とし、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する制度です。

障害基礎年金（国民年金）（1級～2級）

国民年金から支給される公的年金の1つです。国民年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給されます。障がいの程度により、1級と2級に分かれています。障害基礎年金を受けるためには、一定の保険料納付要件等を満たしている必要があります。

障害厚生年金（1級～3級）

厚生年金から支給される公的年金の1つです。厚生年金の加入中に初診日のある病気やけがで、障がい認定日において一定の障がい状態にあった場合に支給されます。障がいの程度により、1級から3級までがあり、1級・2級に該当した場合には、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給され、3級に該当する場合には障害厚生年金のみが支給されます。なお、障害厚生年金を受けるためには、一定の保険料納付要件等を満たしている必要があります。

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

障がいのある方の職業の安定を目的とし、具体的な方策を定めた法律です。

障害支援区分

心身の状態や障がいの特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分のことです。（区分1～6：区分6の方が支援の度合いが高い）区分の認定が必要なサービスと不要なサービス（児童通所や就労支援など）があります。

障害児支援利用計画

障害児通所支援を利用する児童に対して、課題や援助方針を踏まえ、適切なサービスの組み合わせを検討して作成される計画で、受給者証の新規作成や更新、支給量の変更の際に作成が必要になります。

障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

障害児通所支援（児童通所）

児童福祉法に基づくサービスについては、「障害児通所支援」及び「障害児入所支援」があり、障がいのある子どもに対する「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「福祉型障害児入所支援」及び「医療型障害児入所支援」等があります。

障害福祉サービス

障害者総合支援法において、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の諸サービスのことをいいます。

小児慢性特定疾病

平成27年1月1日施行の「児童福祉法の一部を改正する法律」で医療費助成の対象となった疾病です。「慢性に経過する疾病であること」「生命を長期に脅かす疾病であること」「症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること」「長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること」の全ての要件を満たすものの中から、厚生労働大臣が定めるもので、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など762疾病（16疾患群）があります。

情報保障

視覚障がい者や聴覚障がい者などの障がい等によって情報が得られない方に対して、音声のテキスト化や手話等の代替手段を用いて情報を伝えることで情報を保障することです。

自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療をい「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」の3種類があります。

自立支援医療（育成医療）

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の1つで、身体に障がいのある児童の

健全な育成を図るため、当該障がい児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療に係る医療費を支給するものです。

自立支援医療（更生医療）

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の1つで、身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障がい者に対して行われる、更生のために必要な医療に係る医療費を支給するものです。

自立支援医療（精神通院医療）

障害者総合支援法に定められる公費負担医療の1つで、精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対して、当該精神障がい者が病院または診療所へ入院することなく行われる精神障がいの医療に係る医療費を支給するものです。

自立支援給付

障害者総合支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定または認定を受けた障がいのある方が、制度の対象となるサービスを利用した場合に、要した9割を基本に公費負担する制度です。

自立生活援助

定期的に利用者等の居宅を訪問し、日常生活などでの課題がないか確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、相談等の対応も行います。

人工関節

股関節や膝関節、肩関節、足関節等の機能がけがや病気等によって障害された場合に、関節の再建のためにチタン合金やセラミックス、骨セメント等の人工材料を用いて置換したものです。

人工喉頭

けがや病気などにより喉頭を失った方や声帯からの発声が困難な方の発声、声帯を失い、食道発声やシャント発声等の食道を利用する発声をする方の食事での代用発声等として利用される発声補助器具です。器具を顎下周辺に当てて振動を口の中に響かせ、舌や口の動きで振動音を言葉にすることで発声します。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた障がいがあると判定された方に交付される手帳で、障がいの程度に応じて1～6級に区分されており、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを享受するための証明として必

要となります。申請に基づいて北海道知事が審査し、交付されます。

【す】 ストマ装置

ストマは、ギリシヤ語で「口」を意味し、転じて「手術によって腹壁に造られた排泄口」を指します。ストマ装置には、消化器系と尿路系があります。直腸や膀胱などの疾患により人工肛門や人工膀胱を造設した際にストマ装置を用いて排泄の管理を行います。

【せ】 生活介護

常に介護が必要な方に対して、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

精神障害者保健福祉手帳（精神保健福祉手帳）

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた肩に交付される手帳で、障がいの程度に応じて1～3級に区分されており、医療費の助成、交通費の助成、割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けるための証明として必要となります。申請に基づいて北海道知事が審査し、交付されます。

成年後見制度

認知症、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な方が、財産管理（預貯金の管理、遺産分割など）や身上監護（福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所など）についての契約などの法律行為をするときに、本人の意思をできる限り活かしながら、権利と財産を守り、支援する制度のことです。

成年後見制度法人後見支援事業

知的障がいや精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用に要する費用の全部または一部助成、法人後見実施のための研修や組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等を行う制度です。

成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいのある方に対し、家庭裁判所で町長申し立てにより選任された後見人等の報酬を一部助成する制度です。

背椎側弯症

背骨が左右に弯曲した状態のことで、背骨自体のねじれを伴うことがあります。左右の肩の高さの違い、肩甲骨の突出、腰の高さの非対称、胸部（胸骨・肋骨・胸骨で囲われた体感の上部）の変形、肋骨や腰部の隆起等の変形を生じ、側弯が進行す

ると、腰背部痛や心肺機能の低下をきたすこともあります。

セルフケアプラン（セルフプラン）

利用者本人や家族、支援者など、指定相談支援事業者以外の者が、福祉サービスを利用するため、指定特定相談支援事業所を介さずに作成するサービス等利用計画をいいます。

【そ】 総合計画

行政運営の総合的な指針となる計画で、地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となります。

相談支援

障害者総合支援法により、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられました。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業といいます。

【た】 体位変換器（ポジショニングツール）

寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にするための福祉用具で、左右の空気を周期的に切り替えることで自動的に体位変換するエアマットや、介助者がこの原理で人力で体位変換するための棒状や板状の道具などがあります。

多指症

先天的に手または足の指が6本以上となる疾患で、過剰な指が痕跡的に突き出るだけのものから骨のない指がぶらぶらする指のもの、中に骨があり、完全な指の形を示すものまで人によって様々です。

短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができな場合、障がいのある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとつてのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

【ち】 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、または救護施設や矯正施設等に入所している障がいのある人に、住居の確保や地域生活移行のための相談、障がい福祉サービス事業所等への同行支援を行います。

地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など様々な活動を通じて、障がいのある方の地域生活の支援を行う施設です。

地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことに意味します。

地域子育て支援拠点（一般型・連携型、地域機能強化型）

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行います。

地域生活支援拠点

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するものです。

地域生活支援事業

障がいのある方等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村等が実施する事業です。

地域定着支援

施設・病院からの退所・退院後や居宅において単身または同居家族からの支援を受けられない状況等の障がいのある方に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に関し相談支援等を行います。

地域福祉

すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日常生活の中で何らかの支援が必要になった方を、身近な地域を基盤として包み込み、ともに支え、助け合う仕組みのことであります。

地域福祉計画

誰もが「障がいの有無や性、年齢に関わらず、住み慣れた地域でいつまでも安心して生き生きと暮らせる社会」を築いていくため、地域の福祉ビジョンや具体的な行動を盛り込んだ福祉の総合計画です。

地域包括ケアシステム

住み慣れた自宅や地域で生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で一体的に提供できるような地域での体制を構築するものです。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画です。

注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

「集中できない（不注意）」「じっとしていられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障がいです。注意欠陥・多動性障がいの特徴は、通常7歳以前に現われます。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生ごろですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

【て】

電気式たん吸引器

自身の力でたんや唾液等を吐き出すことが困難な方に対して使用し、たん等を吸引する器具です。

点字器

点字を描くための道具で点筆、定規、点字板からなります。点字板で紙を挟んで固定し、点筆で紙を裏面から押すことで点字を書きます。

【と】

同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な方に対して、外出時に同行して移動の支援を行います。

透析液加温器

人工透析に使用する透析液を適温に加温・保温する器具です。

透析治療

腎臓の機能が低下した場合に、腎臓のかわりに人工腎臓のフィルターを介して、血液から老廃物や余分な水分を取り除く治療です。

動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

検知器を指先や耳たぶに装着し、脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和度をリアルタイムでモニターする医療機器です。

特定医療費（指定難病特定医療費）

原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、客観的な診断基準が確立している疾病（指定難病）の治療に係る医療費について助成します。

特別支援学級

学校教育法第81条に基づき、小学校、中学校、高等学校等に、障がいのある児童や生徒等、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置くことができる学級のことです。

特別支援学校

障がいのある児童等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。

特別支援教育

障がいのある児童等に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育を通じて必要な支援を行うことです。

特別支援教育コーディネーター

障がいのある児童の教育については、担当する教員、職員、保護者、外部の専門家等が協力しながら、子どもの教育ニーズに応じて適切な教育を準備することが求められています。教育体制を確立するため、すべての小・中学校に「特別支援教育コーディネーター」を配置し、関係機関との連携教育の体制整備が目指されています。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児の父母が当該児童を監護するとき等、父母または養育者に支給される手当のことです。障がいの程度により、1級、2級に区分されています。受給資格者の前年の所得が一定以上の場合は支給制限があります。

【た】 難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。

【こ】 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な方が、

地域において自立した生活を営むことを支援するため、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助等を行う事業です。

日常生活用具給付事業

障害のある方に対して、自立した日常生活を支援する用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図り社会参加や自立を促します。

日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等、利用者に日中の居場所や活動の場を提供する障害福祉サービスの総称です。

【ね】 ネブライザー（吸入器）

液体の薬剤を霧状にし、噴霧することで薬剤を経口吸入するための器具です。

年齢3区分別人口

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上の3区分で分けられる人口のことを意味します）。

【は】 発達障害（発達障がい）

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

パーキングバミット制度

障がいや難病、障がい等により歩行が困難な方や妊産婦の方を対象として利用許可証を自治体で発行し、身体障がい者用駐車スペースに駐車する際にルームミラーにかけただけで身体障がい者用駐車スペースの適正利用を図る制度です。

バリアフリー

障がいのある方のための物理的な障壁に加え、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー、情報のバリアフリーなど障害者を取り巻く生活全般に関連する障壁をなくすことです。

【ひ】 ピアサポート

ピアサポート（同じ問題を抱える方が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、お互いに語り合うことにより支えあうこと）を行う方のことです。

PDCAサイクル

Plan、Do、Check、Actionの略語で、生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法のひとつ。業務の計画（Plan）を立て、計画に基づいて業務を実行（Do）し、実行した業務を評価（Check）し、改善（Action）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てることです。

【5】福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がいのある方が福祉施設等で自立に必要な作業訓練を行い、活動などを通して社会参加を図ることです。

【ハ】ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方（義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方等）が、援助や配慮が必要な事を周囲に知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークのことです。

【ほ】保育所等訪問支援

支援が必要な児童本人に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がいのある児童の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。

放課後等デイサービス

学校に就学している支援が必要な児童に対して、授業の終了後または夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等に必要ない支援を行います。

法人後見

「親族後見人」「第三者後見人」など、他に適切な支援者が得られない場合、社会福祉協議会などの法人が「成年後見（保佐・補助）人」になることをいいます。

訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等、在宅の障害者が利用する障害福祉サービスの総称です。

保健福祉圏域

北海道における障がい者施策の積極的な推進を図るため、市町村の人口規模や各種施策の内容等に応じた広域的な調整をし、「保健福祉圏域」を21区分に設定しました。

（南釧路圏域：江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町）

■第6期江差町障がい福祉計画・第2期江差町障がい児福祉計画

補装具

身体に障がいのある方の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間に渡り継続して使用されるものをいいます。（義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器、重度障がい者用意伝達装置等）

補装具費の支給

補装具を必要とする身体に障がいのある方に対して、補装具の購入または修理に必要な費用について、補装具費を支給します。

【も】盲人用時計（視覚障害者対応時計）

音声または指の触覚だけで時刻がわかるようにした時計です。

モニタリング

障がい福祉サービス利用者の満足度や新たなニーズの調査や分析、点検をすることです。利用者の状況に応じて、モニタリングを実施する期間を定めます。

【ゆ】ユニバーサル社会

年齢・性別・障害・文化・国等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支えあう中で安心して暮らし、一人ひとりが持っている力を発揮しながら元気に活動できる社会をいいます。

【よ】養護学校

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその障がいを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校です。特別支援学校とも言われています。

【ら】ライフステージ（ライフサイクル）

人の一生のうち、年代に伴い変化していく段階のことです。「乳幼児期」「児童期」「青年期」「成人期」「高齢期」に分けられます。

【ろ】理解促進・啓発事業

障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的とし、障がいのある方等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけを強化することで共生社会の実現を図る制度です。

リハビリテーション

障がいのある方の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練をし、地域において障がいのある方の自立と社会参加を目的としたノーマライゼーション

■第6期江差町障がい福祉計画・第2期江差町障がい児福祉計画

ョンを指します。

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

療育手帳

知的障がいのある方に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により児童相談所または知的障害者更生相談所による判定が行われ、その結果に基づき北海道知事が交付決定します。障がいの程度が重度の場合は「A」、それ以外の場合は「B」と表示されます。

療養介護

医療の必要な障がいのある方で常に介護が必要な方に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や支援をします。

【れ】

レスパイト（レスパイトケア）

障がいのある方の家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、リフレッシュするための援助をいいます。

江差町 美
江差
えさし

第6期 江差町障がい福祉計画
第2期 江差町障がい児福祉計画

令和3年3月

発行 江差町
編集 江差町 町民福祉課
〒043-8560
北海道檜山郡江差町字中歌町 193-1
TEL 0139-52-6720 FAX 0139-52-5666